

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

令和 8 年

決算特別委員会会議録

(教育費～特別会計)

令和 8 年 1 0 月 1 3 日

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

決 算 特 別 委 員 会 会 議 録

- | | | |
|-----------------|---|--|
| 1 開会年月日 | 令和8年10月13日（火） | |
| 2 開会場所 | 第1会議室 | |
| 3 出席者
(17人) | 委員長 中村 謙治郎
委員 拝野 健
委員 高橋 えりか
委員 松村 智成
委員 望月 元美
委員 早川 太郎
委員 中嶋 恵
委員 高森 喜美子
議長 石塚 猛 | 副委員長 寺田 晃
委員 大貫 はなこ
委員 田中 宏篤
委員 村上 浩一郎
委員 松尾 伸子
委員 富永 龍司
委員 秋間 洋
委員 太田 雅久 |
| 4 欠席者
(0人) | | |
| 5 委員外議員
(0人) | | |
| 6 出席理事者 | 区 長
副区長
副区長
教育長
企画財政部長
企画課長
経営改革担当課長
財政課長
情報政策課長
情報システム課長
用地・施設活用担当部長
用地・施設活用課長
清川二丁目プロジェクト推進課長
総務部長
区長室長 | 服部 征夫
野村 武治
梶 靖彦
佐藤 徳久
関井 隆人
川田 崇彰
三谷 洋介
高橋 由佳
久我 洋介
軍地 亮典
越智 浩史
反町 英典
伊藤 慶
小川 信彦
浦里 健太郎 |

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

総務課長	福 田 健 一
広報課長	河 野 友 和
経理課長	(総務部参事 事務取扱)
施設課長	五 條 俊 明
人権・多様性推進課長	中 里 悠
収納課長	立 石 淑 子
こども家庭部長	前 田 幹 生
こども政策課長	(こども家庭部参事 事務取扱)
(仮称)北上野二丁目福祉施設整備担当課長	海 野 和 也
子育て支援課長	別 府 芳 隆
子ども家庭支援センター長	小野田 登
保育課長	村 松 有 希
児童・青少年育成課長	穴 澤 清 美
福祉部長	三 瓶 共 洋
高齢福祉課長	大 塚 美奈子
介護予防担当課長	田 中 裕 子
介護保険課長	浦 田 賢
健康部長	水 田 涉 子
国民健康保険課長	松 上 研 治
生活衛生課長	田 畑 俊 典
都市計画課長	松 崎 晴 生
地域整備第二課長	門 倉 和 広
建築課長	高 木 悦 範
住宅課長	浅 見 晃
都市づくり部副参事	小 河 真智子
地域整備第一課長	長 廣 成 彦
交通対策課長	清 水 良 登
公園課長	村 松 克 尚
会計管理室長	上 野 守 代
会計課長	落 合 亨
教育委員会事務局次長	佐々木 洋 人
教育委員会事務局庶務課長	(事務局参事 事務取扱)
教育委員会事務局教育施設担当課長	中 島 伸 也
教育委員会事務局学務課長	仲 田 賢太郎
教育委員会事務局指導課長	増 嶋 広 曜

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

教育委員会事務局教育改革担当課長	田 中 繁 広
教育支援館長	(教育改革担当課長 兼務)
教育委員会事務局生涯学習課長	吉 江 司
教育委員会事務局スポーツ振興課長	榎 本 賢
中央図書館長	村 上 訓 子
監査事務局長	吉 本 由 紀

7 議会事務局	事務局長	鈴 木 慎 也
	事務局次長	久木田 太 郎
	議事調査係長	吉 田 裕 麻
	議会担当係長	女部田 孝 史
	書 記	岡 崎 一 生
	書 記	堀 真佑夏

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

午前 9時59分開会

○委員長（中村謙治郎） ただいまから、決算特別委員会を開会いたします。

○委員長 初めに、区長から挨拶があります。

◎服部征夫 区長 おはようございます。よろしくお願いします。

○委員長 次に、傍聴についておはかりいたします。

本日提出される傍聴願については、許可いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

○委員長 それでは、審議に入らせていただきます。

第8款教育費については項ごとに審議いたします。

第1項教育総務費について、ご審議願います。

早川委員。

◆早川太郎 委員 教育総務費は3問やらせていただきます。

まず初めに、必ずしもこの項ではないんですけども、教育費の項をまたいでしまうので、ここで聞かせていただきたいと思いますけど、平成27年度から子ども・子育て支援新制度が始まって、この決算年度でちょうど10年が経過しています。その間、台東区としてもかなり子育て関係に力を入れてきていて、事業も事業量もかなり増えているので、区切りの年度でもあるので確認のためちょっと伺っておきたいんですけども、7年度決算額の子ども・子育て支援新制度に係る事業の総事業費と、その費用における一般財源額、そして、そのうちのランニングコストとその費用における一般財源額を教えてください。

また、それらの金額が、この制度が始まる前の26年度決算額と比べてどうだったかも併せて教えてください。

○委員長 こども政策課長。

◎川口卓志 こども政策課長 子ども・子育て支援制度全般に関することですので、私のほうから答弁させていただきます。

まず、令和7年度の総事業費は163億円、うち一般財源は99億円でした。制度が始まる前の平成26年度の総事業費は67億円、一般財源は51億円でしたので、比較しますと、総事業費は96億円の増、一般財源は48億円の増となっております。

次に、ランニングコストですが、令和7年度は162億円、うち一般財源は99億円でした。制度が始まる前の平成26年度のランニングコストは63億円、うち一般財源は50億円でしたので、比較しますと、ランニングコストは99億円の増、一般財源は49億円の増となっております。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 早川委員。

◆早川太郎 委員 制度がスタートした頃というか、スタートしてしばらくたった頃というのは、そのインシャルコストもそこそこかかっていたと思っていますんですけど、今はほとんどがランニングコストになっているんですね。そのランニングコストでいえば、10年でほぼ100億円の増額で一般財源の活用も倍の100億円という、本当に着実にやっていることですし、いいことなんですけど、かなりコスト的にはかかっているんだということが分かりました。ありがとうございます。

2問目行きます。これも教育費の項をまたいでしまう質問なので、ここで伺わせていただきたいと思っていますんですけど、3日目の民生費の審議のときに、療育事業所と学校園との連携の話というのを伺わせていただきました。松が谷のこども療育室では循環訪問や保育所等訪問支援を実施していたり、就学支援ノートを活用して学校と情報共有を行うこともあるとの答弁をいただきました。私は療育機関とその子供が通う学校園の先生が情報交換を含め、お互いにしっかりと顔の見える関係というか、連携強化を図られていくことが子供にとっても、療育機関や学校園の先生にとっても大変意味のあることだと思っています、当然保護者の意思を尊重することが前提ではありますが、そういった仕組みを整えていくべきだと思っています。

それで幾つか伺いたいんですけど、そもそも学校園側として、民間の事業所を含めて療育機関との連携強化を図ることについてどう思っているのか。学校、保育園、それぞれの見解を教えてください。

○委員長 指導課長。

◎増嶋広曜 指導課長 お答えいたします。

療育機関との連携につきましては、学校と療育機関、関係機関の連携につきましては、学習指導要領におきましても連携が不可欠であるとされ、指導課としても関係機関、療育機関との連携は大事なものというふうに捉えております。

○委員長 保育課長。

◎村松有希 保育課長 保育園でございますが、心身の発達が著しい乳幼児期に子供の特性に合わせた関わりを行うことで、困り事の軽減や二次障害が予防でき、子供が自己肯定感を持ちながら就学につなげることができます。園が専門的スキルを持つ療育機関と連携することで、保育士による毎日の生活サポートの質が向上し、結果として子供の育ちの充実につながることから、その連携強化は重要なことと認識をしております。

○委員長 早川委員。

◆早川太郎 委員 どちらも本当に重要だという認識をなさっているというのが、今の答弁だったと思うんですけど、では、学校園として連携強化に向けて何か実施しているのか、これもそれぞれ教えてください。

○委員長 指導課長。

◎増嶋広曜 指導課長 小学校段階における接続につきまして、個別指導計画の作成等を進め

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

るにおいて療育機関との情報につきましては、幼稚園、保育園、こども園からの情報を基に学級編制を行ったり、学校生活の指導に生かしているところでございます。

○委員長 保育課長。

◎村松有希 保育課長 保育園では、保護者からのご依頼により、保育所等訪問支援事業の受入れや療育施設専門職員による園訪問の受入れを行っております。当該児の発達や特性について共通認識を持ち、適切な支援が行えるよう具体的な手法や関わり方のアドバイスをいただいております。園訪問時の記録は職員で共有をし、毎日の生活サポートの中で実践するとともに、区立の保育園看護師会においては、園訪問で得た知識等を全園で共有し、各園の保育に生かしているところでございます。

○委員長 早川委員。

◆早川太郎 委員 ある程度やっていらっしゃるということ分かりましたが、療育を必要とする子供の数も今増えていて、療育事業所もかなり増えてきています。さらに保護者の療育に対する認識も、まだまだかもしれませんが、一昔前と比べればかなり理解が深まっているのではないかと感じています。私立幼稚園協会が実施している先生方を対象とした講演会のテーマも、たしか今年度は、私も聞きに行きましたが、療育についてでした。特別支援学級ではない学級にも療育に通う子供は多数いるはずで、まずは学校園の先生方にも今の療育機関の現状を座学だけではなく、しっかりと理解してもらうことが必要ではないかと思っているんですけど、その辺どうでしょうか。これもそれぞれお願いします。

○委員長 指導課長。

◎増嶋広曜 指導課長 お答えいたします。

小学校段階における入学の際におきましても、そういった療育の機関との具体的な連携、座学のみならず、連携については大事なものということで捉えておりますが、実際的に今、訪問したりというようなところは少ないと思いますので、現在スタートカリキュラム等で午前授業等を行いますから、そういった午後の時間を活用して療育機関を訪問するなどのことは、指導・助言してまいりたいと思っております。

○委員長 保育課長。

◎村松有希 保育課長 先ほど早川委員からのお話にもありましたが、保育園でも区主催の講演会で、令和7年度には発達障害、今年度はインクルーシブ保育をテーマにした講演会を実施しております。また、当該児の保育に必要な場合には関係する療育機関の見学等を行い、得た知見を園全体で共有し、日々の保育に生かしております。今後も関係機関と力を合わせ、個々の児童に寄り添った保育を行ってまいります。

○委員長 早川委員。

◆早川太郎 委員 今、今後もしっかりやっていくというお話だったんですが、新学期の初めに、例えば療育に通っている子供の療育機関と学校園の顔合わせみたいなことができるようになると、それぞれの現場でのことで共有すべきことがあった場合に情報共有がタイムリーに行

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

うことができるようになる、そういうことを可能にするためには関係所管の中で検討すべき課題があると思っているので、そういった連携強化に向けて関係所管はそれぞれ頑張してほしいなと思いますし、発達障害の所管は子供の部分に関しても保健予防課が行っていて、障害の部門ですとか、教育委員会、こども家庭部等、多くの部門をまたいでの連携強化となると思っています。子供が主体ではあるということなので、その辺の調整をぜひとも、こども政策課にも頑張ってもらいたいなと要望して、この質問は終わります。

3 問目です。

○委員長 続けてどうぞ。

◆早川太郎 委員 268ページかな、特別支援教育支援員の配置について伺います。以前はなかなか成り手がなくて、減額補正が必要であった時期も続いていたんですが、その報酬の引上げが行われて、この7年度決算では予算を上回る額となっていて、大変喜ばしいことだと思っているんですが、必要な配置日数に対しての実際の配置率、前年度との比較も含めて、学校、幼稚園、こども園、保育園、それぞれについて教えてください。

○委員長 教育支援館長。

◎田中繁広 教育支援館長 お答えいたします。

令和6年度末時点から令和7年度末時点について、それぞれ申し上げます。小学校は78%から79%、中学校は66%から84%、幼稚園は65%から92%、こども園は75%から100%、保育園は54%から72%となっております。以上でございます。

○委員長 早川委員。

◆早川太郎 委員 大分増えましたね。では、今年度はどうなっているのか教えてください。

○委員長 教育支援館長。

◎田中繁広 教育支援館長 お答えいたします。

令和8年度は、直近の状況において申し上げます。小学校は83%、中学校は94%、幼稚園は95%、こども園は変わらず100%、保育園は84%となっております。以上でございます。

○委員長 早川委員。

◆早川太郎 委員 本当はかなり頑張っているということが今聞いて分かりました。でも、配置率が急激に上がったのは、やはり報酬の引上げが大きな要因だと思っていて、昨今、賃金上昇でアルバイト、ほかのアルバイトですね、一般的なアルバイトの時給もかなり上がってきているし、物価も高騰しているので、相対的に見るとせっかく上がった報酬も生活感覚の中では厳しい金額になってしまうんじゃないかなという懸念がありまして、人員確保、今後も大丈夫かという危機感を持っています。現行の運用では募集は年4回、当然ながら採用も同数で、せっかく始めてみようと思った人がいても3か月待たなくてはとってやめてしまう方もいらっしゃるんじゃないかなってちょっと思っていて、現在でも配置率に関しては100%ではないので、例えば募集は通年で行うとか、採用はせめて月1回ぐらいにすべきかなと思います。

ほかにも幾つか運用の部分で改善したほうがいいんじゃないかなというところもあるんです

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

けど、せっかく配置率が向上しているので、現場の負担軽減のためにも100%を目指して今後とも人材確保に向けた検討を進めていただきたいと要望して、で、また、支援館は昨今業務量がすごく増えていると、私、感じていまして、例えばスクールソーシャルワーカーの配置もかなり増えてきているし、今話していた支援員も数が急激に増えている、さらには今年度から不登校対策も指導課から事務移管が行われていて、事務量はすごく増えているし、その指導主事の業務量も増加しているんじゃないかなと思っています。指導主事の増員も含め、事務を担当する職員の数も足りているのかなと思ってしまうので、大変重要なセクションだと思っているので、人員体制の充実もしっかり図って頑張っていただきたいと、これも要望して終えます。以上です。

○委員長 支援館運営で関連ありましたらどうぞ。支援館運営、よろしいですか。

高森委員。

◆高森喜美子 委員 私は簡単に。この年度、自閉症とか、それから情緒障害の特別支援学級が新設されてきたという年度だと思うんですが、相談員の方の増員は今質問で分かったんですけど、実際に特別支援教育を受けるようなお子さんたちの今の現状、どのようなことが課題になっていて、どんな特色があるのか教えてください。

○委員長 学務課長。

◎仲田賢太郎 学務課長 まず、相談員でございしますが、先ほど支援館長がご答弁したのは、支援員の数でございまして、こちらの相談員につきましては、今年度2名増加をして取り組んだというところで、そのうち1名を自閉症と情緒障害の担当としたところとございまして。令和7年度新規に開設ということでございしましたが、説明会には23名のご参加をいただきまして、そのうち7名から転学相談があり、最終的には4名が転学をしているというような状況でございます。

自閉症、情緒障害の支援学級は、知的発達には遅れはないもののコミュニケーションに難しさがあるというようなところで、通常級での指導が難しい方への教室でございしますが、その特性をうまくコントロールするようなやり方を身につけるという自立活動というものを学級の中で実施をしながら対応に当たっているところとございまして、初年度ということでなかなか手探りな部分もありますが、ただ、今年度、8年度の相談も多くいただいておりますので、引き続き学級が安定して運営できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○委員長 高森委員。

◆高森喜美子 委員 そうした相談員の方がしっかりと、最初の段階で対応していただくということが極めて重要だと思っております。そのことによって、保護者の方々の理解というのが進んでいって、日常生活とバランスというんですかね、学校に行っている、そこがしっかりと取れていくということも、こうした障害を持っているお子さんにとっては重要ではないかなというふうに思っておりますので、その点はちょっと特殊な分野なのかなと思うので、そうしたノウハウ、それからその方の人間的な力もそうだと思うんですが、しっかりとスキルを高め

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ていただければなと思っておりますので、増員だけでなく、その点もご配慮いただきながら進めてください。よろしくお願いします。

○委員長 田中委員。

◆田中宏篤 委員 支援館運営のところで、私からは特に不登校対策全般の部分でお伺いしたいなと思っております。この年度は令和7年の第1回定例会で不登校支援に向けた取組の充実についての報告もあったように、特にこの年度に取組を強化して、まさに先ほど早川委員からお話あった支援館への移行、移管等々も行われた年度というふうに認識しております。その上で、まず令和7年度の不登校児童・生徒数について、令和5年あたりからちょっと推移も含めて確認のために教えてください。

○委員長 教育支援館長。

◎田中繁広 教育支援館長 お答えいたします。

不登校児童・生徒数につきまして、令和5年度、小学校が94名、中学校が146名、計240名、令和6年度は、小学校が100名、中学校が175名、計275名となっております。令和7年度につきましては、速報値は改善の兆しもありますが、東京都も最終の集計確認中ということもございまして、例年4定の区民文教委員会でご報告申し上げているところでございます。

○委員長 田中委員。

◆田中宏篤 委員 分かりました。令和7年度については東京都からのデータ待ちということですね。了解しました。

また、令和6年度から始めているバーチャル・ラーニング・プラットフォームのアカウント数や利用実績がちょっとどういうふうになっているか、あとまた、この年度において新規事業であるホットステーションの利用状況、ここを2つ確認させてください。

○委員長 教育支援館長。

◎田中繁広 教育支援館長 お答えいたします。

バーチャル・ラーニング・プラットフォームを利用するために必要なアカウントを配付した人数につきましては、令和6年度は58人、令和7年度は69人です。また、その利用につきましては、仮想空間の中で不登校の子供たちが自身の分身であるアバターを使いまして登校して、画面上で学習補助を受けましたり、ほかの子供たちや専門のサポーターと交流したりできる居場所として活用しているという状況でございます。

また、決算年度の校内別室のホットステーションの状況ですが、小・中学校26校全校に計58名の支援員を配置し、具体的には管理職や学校の方針に沿いまして、担任や教科担当の準備した教材や1人1台端末を用いた学習指導を中心に実施しておりまして、支援員はそのサポートを行っているところでございます。

○委員長 田中委員。

◆田中宏篤 委員 利用人数等々というのは、確認していますか。

○委員長 教育支援館長。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◎田中繁広 教育支援館長 延べ人数にしますと、小学校が716名、月平均でいいますと3.4名程度、中学校につきましては延べ人数で446名、月平均にしますと5.8人程度、別室にいるというような状況でございます。

利用頻度につきましては、各学校によって異なるところでございまして、その利用の傾向は小学校については低中高学年、学校ごとにそれぞれ偏りがあります。また、中学校は学年が上がるにつれて増えていくといった傾向がございます。以上です。

○委員長 田中委員。

◆田中宏篤 委員 分かりました。このホットステーション、非常に、私も子供が学校に通っている中で、すごく有用な制度だなというふうに思っております。この年度において、不登校支援の体系について、全体像がしっかりと整備されたというふうに認識しています。こちらについて、ちょっと待ってください、ごめんなさい、整備されたと認識しておりますが、先ほど早川委員からのお話もあったとおり、それだけやはり教育支援館の事務量も増えていて、やはり人員配置等々、課題があるのかなというふうに思っています。

ここ聞こうと思ったんですけど、ちょっと総括を行いたいなというふうにも思っていますので、確認できたので、以上で終わります。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 今の268ページの校内別室指導ですけれども、大体の規模というのは分かったんですけども、今、国のほうも新たな学習指導要領の改訂で、不登校の子供たちを対象にした特別の教育課程というものを創設しようとしていると、学習評価制度を不登校になっている子供たちにも導入するという動きで、これはちょっと私は心配している動きです。ただでさえ心が傷ついて学校に来れなくなっている子供を学習評価で追い詰めることにならないかという点では心配な面もあると、そういった点でちょっとお伺いしたいんですが、校内別室登校を始めて、それからまた来れなくなってしまうという子供というのはどのくらいいたのか。

○委員長 教育支援館長。

◎田中繁広 教育支援館長 お答えいたします。

不登校に係る学校からの報告でありましたり、学校への訪問時の聞き取りにおいては、来られなくなったという児童・生徒の情報は特段把握していないところでございます。以上です。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 私も現場では非常に評判はいい、それは本当に私も聞いているんですね。なので、これについては、今は恐らく丁寧に現場では子供の側に立って指導をいただいているのかなというふうに思っています。指導というのはどんな内容で行われ、どんなカリキュラムで行われ、カリキュラムがあるのかということも含めてお伺いしたいと思います。

○委員長 教育支援館長。

◎田中繁広 教育支援館長 お答えいたします。

指導の内容としましては、管理職や学校の方針に沿いまして、担任や教科担当の準備した教

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

材、1人1台端末を用いた学習指導を中心に実施しておりまして、支援員はそのサポートを行っているという状況でございます。

また、カリキュラムにつきましては、校内別室固有のカリキュラムを設けることはなく、教員や支援員のサポートの下、個に応じた学びを実施しているところでございます。以上です。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 個に応じたというところを本当に大切にしてほしいと。私、上野中学の授業というか、見ましたけれども、本当にマンツーマンで、そのときはたまたま1人しかお子さんいらっしゃらなかったんで、マンツーマンで数学の授業をやっていましたけれども、本当に丁寧にやられているなというのを感じました。じっくり、教員のほうも回答をせかせることなく、きちんと聞いてあげているというところをちょっと視察させてもらって、ぜひこれはうまくいってほしいなというふうに思います。

現在の時点で、課題意識というのは何かあるんですか。

○委員長 教育支援館長。

◎田中繁広 教育支援館長 お答えいたします。

課題としましては、各校に配置されました校内別室指導主任、一人一人の質を担保するための研修の実施でありましたり、また、他校の好事例を支援員同士で共有することなどがございましたので、各校の支援員を集めた連絡会や、また、私や担当が学校のほうへ直接訪問を実施し、解決に向けて取り組んでいるところでございます。以上です。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 まだ始まったばかりの事業ですから、そういう点では試行錯誤はあると思うんですけど、ただ、国全体で不登校の子供もどうも管理していくような流れがあることが非常に心配で、もともと子供は大人の目に非常に敏感で、評価の上で見られるとやはりよい子でいなければと、そういう点でプレッシャーになると、学校に行かなければよい子じゃないんじゃないかという、そういう固定的なバイアスもかかっているという点では、やはり安心できる場所というのが必要だと思うんです。そういう点では居場所がなくなれば、そりゃ生きていく場所がなくなるということですから、ここの教室というのが一人一人の個を大切にする、管理ではなくて本当に寄り添った指導をお願いしたいということが1点です。

あともう一つは、外国人の子供の就学の問題です。資料、これ幾つでしたか。

(「関連」と呼ぶ者あり)

○委員長 高森委員。

◆高森喜美子 委員 今の校内別の指導員のところなんですけど、この年度から新たに始まりまして、今、答弁があったのでよく状況は分かりました。ただ、子供に寄り添ったというところが、この事業の一番大事なところだなと思っておりまして、その子供の気持ち、それが周りに伝わらないんじゃないのかなと、特に親にも、あるいは先生方にもなかなか自分の気持ちを率直に伝えることができなくて一人で悩んでいるんじゃないかなと想像するんですが、その子供

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

たちに寄り添うというのは結構難しいんじゃないのかなと、そういう点で各学校でのこの教室をつくるに当たって、どのようなことに一番留意して始められたのか、一番大事なところをちょっと説明してください。

○委員長 教育支援館長。

◎田中繁広 教育支援館長 お答えいたします。

委員おっしゃるとおり、子供の気持ちをつぶさに把握するということ、非常に重要だというふうに考えております。居場所につきましても学校の中でそれまでなかったものを、それをしっかりと設けてまいるといったところが、教室に入れない子供たちが家庭に引き籠もることなく、その居場所を得るということができたということは一つ大きな成果ではないかなというふうに考えておまして、子供たち一人一人にヒアリングを行って、そういった子供たちに合わせた部屋をつくっていかうといったところで学校のほうは取り組んでいるところでございます。以上です。

○委員長 高森委員。

◆高森喜美子 委員 そのヒアリングの部分が一番大事なんじゃないかなと思います。

それともう一つは、今お話にあった指導員の方のスキルアップ、これもぜひしっかりとやっていただくと、それからもう一つは、その居場所が居心地がいい場所なんだよと、あそこだったら、教室には行けないけど行けるなと思っているかどうかというところは大事じゃないかなと思ひまして、そうした効果が出てくることによって、不登校の同じように悩んでいる子も、そこなら行ってみようかなと思うのかなというふうに思っておりますので、ぜひ子供の気持ち、そのこのところを大事に進めていただきたいと思いますようお願いしておきます。以上です。

○委員長 秋間委員に返します。

秋間委員。

◆秋間洋 委員 私も休養する時間を与えてほしいというふうに思います、今の問題ではですね。とにかく学ぶ時間よりも休養する時間を大切にあげてほしいというふうに思います。

それで、次は外国にルーツのある子供たちの就学問題ですけれども、資料の30です。これ毎年決算予算で出していただいている資料ですけれども、今回はちょっと俯瞰的に10年分遡って出していただきました。これは右側に合計を入れていないのであれだったんで、私もちょっと資料請求があれだったんですけど、これを見ますと、平成29年は外国人住民の子供の人口は534、区立学校への就学者が277でした。どんどんこれ、両方とも増えて、令和8年が横計入れますと667の人口に対して436という子供の数であります。これ、割り返しますと、平成29年が0.52、52%の外国人住民の子供の率が令和8年は65%と、大体今は3人に2人が日本の学校に義務教育を受けていると、こういう状況になって、これは外国にルーツを持つ子供が増えているというだけではなくて、その中でも日本の義務教育を受けている子供が増えている、これは明確に如実に出ているわけです。そういう点でやはり就学問題、これが非常に大事だと思っております。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

あと、まちを歩いていろいろ聞きますと、昨日もおとといもちょっと言われたことが、やはり日本語力がない保護者が就学相談に来て、学務課の係の担当の方たちと話すんですけれども、そのときにやはり特に漢字圏じゃない人たちが今増えていますので、漢字圏じゃない人たちというのは本当に文字が分からないし、言葉もなかなか通じないという点で非常に苦労していると、つまり手続で困っているという、そういう話を聞くんですね。そういう点では就学時の相談ですけれども、具体的にどんな多言語対応をされているのかということです。あと申込みで記入する書類も分かりやすいように、どんな工夫をされているのか。これについてお伺いしたいと思います。

○委員長 学務課長。

◎仲田賢太郎 学務課長 まず、外国人の方の窓口での対応についてでございます。外国籍の方がご来庁されて、日本語が不自由な場合は、昨年度の決算でも伊藤委員にご答弁申し上げましたが、タブレットを活用しまして手続から入学までの流れも含めましてご説明をしております。また併せて、その場で学校との面談の日程調整等も行っておりますので、円滑な入学に向けて支援をしているというところでございます。また、ご記載いただく書類についても、やさしい日本語と、あと英中韓で作成をしているという状況でございます。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 職員には、やさしい日本語研修というのはされているんですか。

○委員長 学務課長。

◎仲田賢太郎 学務課長 やさしい日本語研修でございますが、新人と転入職員の新人研修の中の一つとしてございまして、あとスポットでも行っている研修がありますので、そういったものを活用しながら、職員側で作成をする資料も一部やさしい日本語で作ったりというような対応をしております。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 今、学務のそういう対応をされているということで、私、隔世の感がありますね。これ、問題、一番先に取り上げた、十何年前ですね、私もそれで、そのときには率直に言うと、就学の案内が日本語しかなかったという時代があった。これはさすがにということで幾つか韓国語や中国語が増えたけれども、今はそういうタブレットも使ってということになったと、あと、やさしい日本語の職員研修も始めていると、そういう点では格段にこの、もちろん増えていると、人口が増えているということもありますけれども、対応もされていると、そういう点ではさらにきめ細かな就学相談に乗っていただきたいなというふうに思います。その上で、現在区内在住の子供でインターナショナルスクールも含め、義務教育水準の教育、これを受けられていない子供、逆にね、これについては把握しているんですか。

○委員長 学務課長。

◎仲田賢太郎 学務課長 義務教育の水準かどうかという観点で数字の把握が困難でございますが、日本の義務教育を受けていないかどうかと、義務教育小学校に就学していない人がいる

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

かということですが、調査の時点が5月1日時点で恐縮でございますが、令和7年は225名、令和6年は208名でございます。毎年一定数いらっしゃいまして、外国人の方、定住の方や転入の方含めて就学先を学務課に届出をしていただくということになっておりますが、そういった届出がされない方は継続的にこちらから毎年度通知をお送りしまして、現在どこの学校に通っているか、また、希望すれば区立学校に就学できますよというような案内をしているところでございます。インターとか、いわゆる民族学校等も、外国人就学義務はないので、いわゆる一条認定は取らないんですね、取る意味がないので、ただ、例えばバカロレアですとか、WASSCみたいな、別の認定をお取りになって、そちらのほうで高等教育に進まれるということなので、日本の義務教育はここに通っていないので、その水準の教育は受けられていないかということは一概には申し上げられないのかなと考えております。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 政府もこの辺については大分把握するような形で来て、これはもう隔世の感がありますね、この数年、特にあります。ですから、そういう点ではいろいろどんどん、インターナショナルスクールもどんどん飛び級で行ってしまうような、これはもうほっといてもいいですよ。ただ、やはり一番なのは本当に言葉が分からずに日本の学校行ったけども、この間例出しましたけれども、そこで合わずに不登校になってしまう。その子たちが成長できずに、むしろ社会から疎外されて、ちょっと言葉悪いけれどもギャング化していくみたいな、そういうふうにならないように、だからこれはセーフティーネット、これ日本の教育の大きな課題だというふうには私は思っておりますので、その辺については引き続き、可能な限りの掌握をお願いしたいというふうに思っています。

それと、最後ですけども、外国の子供の問題の最後ですけども、この間の企画総務委員会でも大分言いましたけれども、日本語指導員、あと通訳、この増員というのを、あと指導時間数の拡大ですね、これについては前進する考えはないんですか。

○委員長 教育支援館長。

◎田中繁広 教育支援館長 日本語指導講師派遣につきましては、最大64時間の派遣に加えまして、状況に応じて再延長も実施しており、こちらにつきましては、一旦の事業目的はおおむね達成しているものというふうに認識しております。また、保護者の面談、通訳、派遣、こういったものを行っておりまして、こちらも要請に応じ適切に派遣に対応しているところでございます。引き続き学校からの要請に丁寧に対応しまして、サポート体制の充実を図ってまいります。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 台東区の派遣の時数ですけども、特別に加えているというのは理解しているんですけど、これ、ずっと変わっていない、上限で64なんですよね。これは残念ながら他区から比べても遅れていると言わざるを得ません。

あともう一つは、やはり就学する前の段階のプレスクールですね、これは国も、あるいは東

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

京都もこの問題で考える方向になってきていますけれども、ここをやはり台東区として、東京都で4自治体が始めていますので、そういうときにやるべきじゃないんですか。

○委員長 教育支援館長。

◎田中繁広 教育支援館長 来日して間もない子供たちに対します日本語指導の重要性、こちらは教育支援館といたしましても認識しているところでございます。プレスクールの実施につきましても、関係課と情報共有を図りつつ、今後も国や都の動向をしっかりと注視してまいりたいと考えております。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 国も東京都もその方向ですから、そういう点では、この間も紹介しましたが、前年度、前々年度の社会教育委員の有志の方が行ったアンケート、これを見ますと、ほぼ全校長が答えてくださって、日本語指導の専門員、支援員、これが不足しているというふうに、小学校で100%の校長が答えています。あと中学校でも85.7%、やはり圧倒的に、私、日本語指導員が足りないんですね。この間7か月間放置された子供の話ししましたけれども、そういうこと、あと多言語対応の通訳、相談員というのにも必要だというふうに答えているのが小学校で69.2%の校長、中学校で85.7%の校長です。これは圧倒的、そういうふうに足りていないというのが学校現場の声ですので、そういう点では、この後、働き方改革の問題で、私、質問しますけれど、教員の今、外国籍の子供さんの指導とか、あとそこの目配りで、さらに教員も神経をとがらせるというか、そのような、とがらせるというか、教員の働き方も大変な状況にもなっているということがあって、ここのところをやはり軽減するためにも、この日本語指導の専門教員、支援員は配置増やす、時間を増やすという形でお願いしたいというふうに思っております。外国人のお子さんの問題はこういうところですよ。

あと最後ですけど、スマホとかタブレット、SNSを利用する子供の健康、学力低下の問題です。睡眠不足などの生活習慣の問題も含めましてお答えいただきたいんですが、これは区の学力調査でも、この間はクロス集計、そういう形でやられていなかったですけど、前年はやられたんですね。スマホやタブレットを見る時間が3時間以上になると、これは学力の成果が下がって、そして、不安とか抑鬱が懸念される状況にあるというのは、これは区教委の見解もあります。そういう点では、区のこれの対応方針はどうかということについてお伺いしたいと思います。

○委員長 指導課長。

◎増嶋広曜 指導課長 お答えいたします。

一定時間を越えた過度な使用による学力が低下する傾向でありますとか、生活リズムへの悪影響につきまして、これについては課題があるというふうに認識をしております。情報モラルを含めましたこれらの指導につきましては、現在各校において実施しております情報モラル教育や保健指導などで扱っているところでございます。

あわせて、保護者に対しましても帰宅後のSNS利用に関する注意喚起、こちらを行っ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ているところでございまして、今後は学習指導要領の改訂に伴う情報活用能力の育成、こちらについて教育委員会としても取り組んでまいり所存でございます。以上です。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 これは言わなくてももう課長がよく分かっている、周回遅れの日本に比べて、子供たちにもう率直に言うとスマホを与えないというところまで、これは私、極端だなと思います。ただ、そういう国も出てきていると、あとアメリカ辺りの研究でも、もうこれが子供の自殺率の増加につながっているというところもあって、これをこれからデジタル教科書が始まっていくわけですね。そういう点では紙とデジタル、双方でやっていくとか、あるいは紙は使わないとかいろいろあるけれども、やはり子供たちの集中力とか学力を大切に考えるのであれば、やはりこれに依存していくような傾向は断固、これはやはり警戒していくという必要があると、そういう点ではネットリテラシーの対策も含めて、教育支援館の中に対策、支援館の中じゃなくてもいいですよ、教育委員会の中に研究対策チームをつくるぐらいの、そのぐらいの課題なんじゃないですか。そこはいかがですか。

○委員長 指導課長。

◎増嶋広曜 指導課長 今、委員ご指摘のそういった特別な対策チームについては、現状の課題を踏まえまして適宜考えてまいりたいと思います。現状、生活指導主任で構成する生活指導主任の会でありますとか、それから情報リテラシーにつきましても、今般進めておりますT A I T Oフューチャースクールなど、I C Tの特化を使用したモデル校におきましても、こういった課題があるのかというのをしっかり認識して、教育改革担当課を含めまして、連携して進めてまいりたいと考えております。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 教育支援館の問題というか、そのところでは以上です。

あとほかの問題がありますけど。

○委員長 教育総務費、まだありますよね、秋間委員。

◆秋間洋 委員 あります。

○委員長 もしよかったら。

◆秋間洋 委員 いいんですか。

○委員長 先にどうぞ。簡潔に質問、お願いします。

◆秋間洋 委員 あと2つですね。医療的ケア児問題と、あとは……。ですね。まず、医療的ケア児の問題です。

これは263ページ、看護師配置業務委託料というのがあります。看護師の委託は、これはこれで分かるんですけども、現在、区立小・中学校でストレッチャーとか附属医療機器、これを搬入できるようなスロープ、あるいはエレベーターが整備されている小・中学校というのは何校あるのか、それぞれお答えいただきたいと。

○委員長 教育施設担当課長。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◎中島伸也 教育施設担当課長 答えいたします。

学校施設の整備状況ですが、昨年、令和7年度決算特別委員会の資料要求を基にお答えさせていただきます。令和8年9月末時点でスロープ設置などの、いわゆるバリアフリー対応状況につきましては、外部から校舎内に入る際の段差解消は簡易スロープ設置などで対応をしている場合を含めると、全校対応できる状況でございます。また、昇降口から体育館への段差解消につきましては、小・中学校全校26校中20校が対応できる状況でございます。また、車椅子対応エレベーターの設置につきましては、小・中学校全26校中16校が設置済みでございます。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 この数字見ると、以前よりも進んだなという感じがしています。これは全校をそうしていくという方針で考えていいんですか。今後の方針についてお伺いしたいと思います。

○委員長 教育施設担当課長。

◎中島伸也 教育施設担当課長 答えいたします。

今後の整備予定につきましては、エレベーターとバリアフリー対応につきましては、大規模改修のタイミングを捉えまして、関係課と連携しながら進めてまいり所存でございます。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 ぜひ全校でこれが可能なようにしてほしいと、最初にこの問題気づいたときには率直に言って中学校で1校、小学校でも3校ぐらいかな、このエレベーターも含めると対応できなかったです。それがここまで進んだというのは、これ、教育委員会頑張ったなというふうに思っておりますけれども、さらに頑張っていただきたいというふうに思っております。

あと医療的ケアの問題でいうと、酸素吸入の問題なんですね。これは本当に深刻な問題で、私もせっかく区立の小学校に行けたんだけど、母親が朝登校から帰るところまでずっと教室に付き添わなければいけないという姿がありました。そういう点では、酸素が手で触れないからということなんですね。こういう点では、この酸素の問題での今回の教育委員会の決算ですけれども、看護師は酸素吸入を行うことができるのか、これについてお伺いしたいと思います。

○委員長 学務課長。

◎仲田賢太郎 学務課長 学校における医ケアにつきましては、令和5年にガイドラインを策定しております。医ケアの種類を、喀痰の吸引、胃瘻による経管栄養、導尿、その他と、この4種類が定められておりまして、酸素吸入ですと、この④のその他として医師の意見書を基に受入れが可能かどうかを個々に判断をするということでございます。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 前回ちょっと保育園の問題で、私、質問いたしましたけど、保育園は現状まだ認めていないということでした。ただ、そのときに検討をしていくというふうな話でしたけれども、そういう点では学校と併せて保育園の段階からやっていくと、その検討を前向きにお

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

願いたいんですが、いかがですか。

○委員長 学務課長。

◎仲田賢太郎 学務課長 医ケアは医ケア児コーディネーターがついて、住み慣れた環境での生活支援をしていくという大前提の考えがございいますので、学務課で持っているノウハウ等も全庁に展開しながら区を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 この問題は以上です。

あと最後です。資料の28、29、教員の働き方改革を中心とする、あと先ほどの子供の忙しさもそうですけれども、その問題でお伺いしたいと思います。

資料28は、授業時数のここ20年ぐらいの振り返っての数字を出していただきました。ただ、この数字というのは非常に画一的というか、であれなんですけど、この数字というのは実際に区内の学校で取り組まれた授業時数ではないと思うんですけど、ここについてはいかがですか。

○委員長 指導課長。

◎増嶋広曜 指導課長 お答えいたします。

こちらにつきましては、学習指導要領に基づきまして、各校が編成した授業時数の一覧となっております。したがって、学習指導要領につきましては年35週のところでの標準時数の設定というところにおおむねなっております。その上で実際学校が行う教育活動については、おおむね40週程度というようなところで、そこに一部の余剰が発生するというようなところがございます。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 実際にこの学校がこのぐらいの授業を行っているという数字というのは、教育委員会はつかんでいるんですか。

○委員長 指導課長。

◎増嶋広曜 指導課長 お答えいたします。

実際の授業時数につきましては、教育課程届出時点での資料、また、学期ごとの授業時数調査によって把握をしておるところでございます。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 この間の区民文教委員会でありました区立学校園における働き方改革プランです。ここだと45時間という一つの月の超過、いわゆる残業というか、これが問題になっています。ただ、これは恐らくいわゆる持ち帰り残業、風呂敷残業というか、これは入っていない数字なんじゃないですか。

○委員長 指導課長。

◎増嶋広曜 指導課長 お答えいたします。

委員ご指摘のとおり、タイムレコードの中で記録しているものを根拠としておりますので、持ち帰りの残業等については入っていないという状況です。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 そうすると、やはりもっと教員の働き方というのは区の働き方改革プランの基になっている資料よりも深刻だというふうに思ったほうがいいと私は思っております。例えばこれは国の教員勤務実態調査、これ、2022年ですから、ちょっと前の数字になりますけれども、しかし少なくとも2006年と比べた場合、だから18年ぐらいの間に、小学校の教諭では11時間10分から11時間23分、これは1日の労働時間ですよ、あと中学校の教諭では11時間23分から11時間33分と、決して校内にはとどまる時間は少なくなったかもしれないけれども、持ち帰りの残業まで入れると、むしろ労働時間増えているというのが実態、これは国の数字ですから、そういう点では台東区も恐らく、台東区だけは違うというふうなことというのは推測し難いですよね。

そういう点では、学校の教員の心身ともの健康、あと子供と向かい合う時間の確保という点では、やはり今この総時間数を、これ見ても分かるように、この資料28でいうと、いわゆる2ページ目の平成12年、これが大体ゆとり教育に対応するぐらいの時間、こま数ですよ。そうすると小学校4、5、6というのは945ですよ。これが現在は1,015ですから、これは。そういう点では大幅に小学校高学年増やされている。そういう点では子供たちの心身も非常に競争的、ストレス的になっているし、その分、学校の先生も増えた授業数に対応しなくては行けないから、なかなか持ち帰って授業の準備やらないと大変になってしまう。これが繰り返されているんだというふうに思うんですね。

そういう点では資料29、これを見ていただきたい。これは今回、私、資料請求してよかったなと思った資料で、一番トップの資料です。これは、今この20年間で小学校にどれだけの職種がいるかという、この増え方なんですよ。最初、平成18年のときは、これ、教員は別にいるんですよ。教員、教職員は別にいて、それ以外にサポートするスタッフが、これ4種だったんですよ。これが今は15です。これ、縦数えると15。区が採用している人、あと都が採用している人と、これだけ多岐にわたって存在をしていると。これに加えて、これは校内別室指導員は先ほどあったように前年からですから、これは58人。このほかに上野中学には東京都の職員さんで指導教員がいます。ですからそういう点で、これ全部会計年度任用職員。そういう点では、これは逆に頑張った、そういう面、頑張ってとにかく何とか学校を支えようとして区教委が頑張ったという努力の跡が見られるんですけども、しかし、これは大本に教員が足りないという、この問題がないと解決できない問題じゃないかというふうに私は思います。そういう点では、これだけのスタッフがいる学校がチームワーク、これが取りにくくなっている状況というのではないのか、これについてはいかがでしょうか。

○委員長 指導課長。

◎増嶋広曜 指導課長 答弁の前に、今、秋間委員がご指摘ありました上野中学校の支援員という話でしたけれど、こちらについてはチャレンジクラスについては正規教員が指導しております。そこについては、この58の中に入っていないというところで一応ご指摘をさせてい

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

たきます。

改めまして、チーム学校の一員がそれぞれ連携をよく努めているのかというようなご質問かと思しますので、そこについてお答えいたします。現在、今、委員ご指摘のように、この資料にありますとおり、多くの外部人材がチーム学校の一員として働いてくださっているところがございます。それぞれの職責を果たすにおきまして、チームワークが取りにくくなっているという認識は現在のところ個別にあるかもしれませんが、全体としては認識はございません。各スタッフからもたらされました運営上の課題でありますとか、情報につきましては、都度教育課題の解決につながるよう教育管理職が把握して、適切に会議に持ち寄って話をしたり決定をしたりして対応をしているところでございます。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 ぜひチームワークは大事です。ただ、やはり根本は教員を増やさないと駄目だというのは、現在、先ほどあったように1,015時間って、35週で29こまです。29こまというのは、これ、教員からしてみれば毎日五、六こま、大体6こま近く、6こま近く授業をやれば、ほかの給食の時間とかいろいろ、朝とか夕方の時間入れれば大体25分ぐらいしか授業の準備する時間ないんですよ、学校にいる時間の中で。25分で授業の準備は無理です。そういう点では、どうしても教員を増やすということが大事で、そういう点では私たち義務教育標準法の改正を国会では繰り返し私たち言っています。とはいっても、やはり現場はどんどん進んでいるわけで、そういう点では区独自の正規教員の採用、先ほどチャレンジクラスでは、東京都の正規職員ということだったんで、これは私の認識間違っていたんで、これは訂正しますけれども、やはり区独自の教員採用、これに踏み込むべきだと、いよいよその時期に来たと思うんですが、これについてはいかがですか。

○委員長 指導課長。

◎増嶋広曜 指導課長 お答えいたします。

区独自の正規教員の採用、こちらにつきましては、これまで繰り返して答弁してきましたとおり、教員定数に基づきまして東京都の責任において配置されるものとして、現在検討してはおりません。その代わり各会計年度任用職員等の充実、今さんざんありましたけど、チーム学校の職員等を含めまして、教員の負担感軽減に努めまして、働き方改革のアンケート等でも課題にありましたとおり教員の授業準備時間の確保、また、教員のワークライフバランスの肯定的な捉えについて回復していきたいというふうに思っているところでございます。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 学校給食も半世紀以上やらないって言ってきたのがなったわけで、無料化もね、そういう点では必ずそちらの道に行かざるを得ないと私は確信しています。7,000人も年間メンタルで辞めていかなければいけない教職員の職場というのは異常です。これはどうしてもこれだけは人を増やして解決していくしかないということで、今日は申し上げて終わります。この分は終わります。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

この分というか、教育総務部は終わります。

（「関連」と呼ぶ者あり）

○委員長 関連、田中委員。

◆田中宏篤 委員 すみません。今、秋間委員から教員等の人員確保の話がありましたけども、ちょっと私からお伺いしたいのは、指導館運営、264ページのところに絡むんですけども、様々な教員の補助となる人員を今、現状配置していることで、この取組によって確実に教員の負担軽減につながっているという部分について、私自身すごく高く評価しています。ただ、ちょっと危惧しているのは269ページの残額を見ると結構な額が残っておりますと、この部分で確認なんですけど、これ、各校から人員配置の要望があったけれども、なかなか採用が難しくできなかったという認識で間違いないでしょうか。

○委員長 指導課長。

◎増嶋広曜 指導課長 委員ご指摘のとおり、各校からの配置要望、また、東京都の定められた配置人数につきまして、十分な応募が得られずに目標とする人員が確保できなかったという経緯がございます。また、確保していたんですけども、年度途中での退職による欠員というところも発生しまして、残額が出ているというような状況でございます。

○委員長 田中委員。

◆田中宏篤 委員 分かりました。これ、今年度についても同様に需要が大きく変わることはないと思うんであれなんですけど、今年度の人員配置についてはちょっとどういう状況になっているのかという点と、また、令和7年度からの厳しい採用状況を受けて、採用において何か工夫していること等があれば教えてください。

○委員長 指導課長。

◎増嶋広曜 指導課長 お答えいたします。

今年度につきましても、現時点で全ての枠が埋まっているというわけではございません。繰り返し募集に当たりましては東京都の人材派遣等との連携、また、各校でのつての掘り起こし、また、ホームページでの周知等によって人材確保を引き続き努めてまいり所存でございます。

○委員長 田中委員。

◆田中宏篤 委員 分かりました。先ほど秋間委員からもお話があったのは、働き方改革プランですね、これが示されたことにおいて、その内容について非常に高く評価していて、ただ、大切なのはこの内容を現場にどう落とし込んでいくかという部分だと思っています。改革プランの中で私自身特に期待しているのは外部コンサルタントを活用した業務改革支援の導入という部分がありまして、これを私、前もこういう部分必要じゃないかというところを指摘したこともある中で非常に期待しております。ただ、人材が取れないとか、よいコンサルタントと契約できないとかいうところって、なかなか発生していくと思うんですね。先ほど秋間委員からのお話のあった独自教員に関しても、教員の絶対数が減少していく中で、その採用を都がするか区がするかという部分、そこにはご意見あると思うんですけど、やはり絶対数が減っている

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

中で非常に難しいなと思っていて、なので、だからこそ教員の資格を持っていない方をサポートとしてつけるという工夫が行われているというふうに、私、認識しております。そこも厳しい状況にあるのかなというところで、それをどうしていくかというのは、ちょっと私として何かソリューションの意見の提示みたいなのがないんですけれども、非常に大きな課題だなというふうに思っておりまして、そこを突き詰めていかなくتهはいけないのかなというふうに思っているんで、ちょっと私もいろいろ自分なりに考えるところを提示しつつ、ぜひしっかりと取り組んでいただきたいということだけ申し上げて、私からは終わります。以上です。

○委員長 続けてどうぞ。

田中委員。

◆田中宏篤 委員 続けていいですか。

○委員長 教育総務費。

◆田中宏篤 委員 ちょっと待ってください。じゃあ、続けて、267ページのグローバル教育について1点お伺いします。特に中学生海外派遣について伺うんですけれども、前に委員会等で報告があったんですけども、一応確認のために、要は対象人数ですね、今、中学校2年生が対象だと思うんですけども、全体の対象者数と応募者数、また、通過者数は20名になるのか、なので、対象者数と応募者数について教えてください。

○委員長 指導課長。

◎増嶋広曜 指導課長 決算年度について申し上げますと、対象となる中学2年生の生徒は募集の段階ですね、中学校1年生時の段階で780名という数でございます。応募人数につきましては70名ということでしたので、応募した方の中でも倍率ということでございますと3.5倍ということになります。

○委員長 田中委員。

◆田中宏篤 委員 ありがとうございます。

ごめんなさい、これ、ここ数年の推移って出ますか、すぐ。

○委員長 指導課長。

◎増嶋広曜 指導課長 今年度の派遣した生徒につきましては、同様に3.55倍ということで、同じぐらいの数を推移しているという状況でございます。

○委員長 田中委員。

◆田中宏篤 委員 分かりました。3.55倍ということで、大体横ばいでずっと来ているのかなというふうに思っていて、私が中学生のときからずっと取り組んでいる事業でして、本当大変すばらしいものだというふうに思っております。これ、過去には様々な議員から拡大の要望というのが出ていると思っておりまして、私自身も何らかの形で拡大してほしいなという思いはあるんですけれども、ちょっとただ、応募者がもう少しあってもよいのかなというふうには実はちょっと思っています。この取組を中学校1年生の時点で募集していると思うんですけれども、例えば小学校6年生だとか、要はその前の準備段階の子供たちにこういう取組やっている

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ということで、事前の周知というか、伝える工夫というのをちょっとどういったことを行っているのか教えてください。

○委員長 指導課長。

◎増嶋広曜 指導課長 お答えいたします。

小学校6年生の周知方法というところでございますと、大変限られておりまして、現在進めているところだと、例えば解団式での発表会をケーブルテレビでも取材いただいておりますので、そちらの放映をしていたりですとか、各中学校におきまして在校生向けの派遣報告会、こちらを実施したりしているところでございます。各校での派遣報告会の様子につきましても、中学校へ行こうなどの説明会のときに校内提示することで、学校公開の際に新1年生に対して一応そういう授業があるというような形で情報提供に努めているところでございます。

○委員長 田中委員。

◆田中宏篤 委員 分かりました。私自身、実はこのプログラムではないんですけども、中学校2年生のときに1か月ほどアメリカのほうにホームステイしてしまして、私の父がホームステイプログラムの日本側の世話人みたいなことをしていたこともあって、中学校2年生のときと高校1年生のときに1か月間、夏休み向こうに、アメリカなんですけども、ホームステイした経験があります。そこがやはりきっかけとなって海外についていろいろ目を向けるようになって、自分自身最終的には高校卒業した後にアメリカに留学するという道を選んだという経緯があります。これ、期間に関してはすごく短いので、例えばすごくここに興味を持つ方の傾向としてやはり英語力とかいうところがあると思うんですけども、なかなか実は短い期間だと、じゃあ英語を身につくかということ、例えば1か月ぐらいあるとまた話違ってくるんですけども、やはりなかなか難しいのかなというふうに思いつつも、ただすごく大事なことは語学ではなくて、そういったところに、その土地の空気、子供たちに直接接することでいろいろな視野が広がる部分があると思っています。そういったことを行うことによって、自分自身の国のよさというのもすごく見えると、私、経験上そこはすごく強く思っております。なので、これ、非常にいい事業、大変すばらしい事業なので、ちょっと人数を拡大するのか、あるいは期間を延ばすのか、いろいろな部分あると思うんですね。

ただ、やはりまずは興味を持ってもらっていくことが大事だと思っていますので、例えばその前のTGG等々も含めて、そこから連動して区立の中学校ではこういうことあるんだよとかいうところを示して、やはりしっかりと取り組んでいただきたいと要望して終えます。私からは以上です。

○委員長 続いて。

(「関連」と呼ぶ者あり)

○委員長 関連で。

松尾委員。

◆松尾伸子 委員 グローバル教育の推進の関連で、中3の英検検定料補助等のところで伺い

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

たいんですけれども、この年度で実績はどのように上がっているか伺いたいです。

○委員長 指導課長。

◎増嶋広曜 指導課長 お答えいたします。

決算年度につきましては、212名の生徒への補助を実施いたしました。執行率は約26.7%となっておりまして、前年度と同程度の水準となりました。以上です。

○委員長 松尾委員。

◆松尾伸子 委員 これやはり英語になれ親しむという最初の段階というか、意欲的に学んでいこうというきっかけづくり、英検に挑戦するということがなってくるかと思いますし、また、準2級までの目標等も考えますと、以前も本目委員からもありましたけども、中3では遅いということで、スケジュール感としましても間に合わない、受験する人たちのその期間のやはり負担も考えますと、やはり中1から毎年受けられるのが望ましいというふうに思っております。

また、利用に関しても先払い、立替え方式になっておりまして、後からの補助ということで、やはりそこで二の足踏んでしまう親御さんもいらっしゃるとか、お子さんたちにとってもそういうチャンスをやはりより受けやすくしていただけるような、そういうふうに環境整備としても進めていただきたいと思いますけれども、その点いかがでしょうか。

○委員長 指導課長。

◎増嶋広曜 指導課長 こちらの執行率の低さにつきましては、指導課としても大変課題であるというようところで認識しております。高校受験との利用も含めまして、子供たちがいつどの段階で受けるのがよりよいものかというようところを引き続き研究して進めるとともに、適宜課題解決に図ってまいりたいと思います。

事前の先払い等のところにつきましては、オンライン申請も可能にしておりますが、先払いする部分については課題としてございますため、今年度、中学校1年生の保護者の方から早めにこういった事業があるというような紹介をしまして、少しずつ積み立てるといって、事前に少しずつ準備をしていただくような形で周知徹底を図っているところでございます。

○委員長 松尾委員。

◆松尾伸子 委員 保護者の方からかなりご要望も高まっておりまして、ぜひ積極的な対応をお願いしたいと思います。

○委員長 松尾委員、大丈夫ですか。

◆松尾伸子 委員 いいですか、続けて。

○委員長 はい。

◆松尾伸子 委員 268、違いました。その前でしたね。265ページの人権教育の中で、子どもの権利条例制定に向けて様々な今、推進されているところでありますけれども、委員会でも報告がありましたが、学校の中では授業において子どもの権利条約について学んでいる、そういう機会がどのように持たれているか教えてください。

○委員長 指導課長。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◎増嶋広曜 指導課長 子どもの権利条約等につきましては、小学校の社会科、また、中学校の社会科の公民的分野において取り上げているというところでございます。その他の子どもの人権につきましては、東京都の人権教育プログラム等に基づきまして、教科だけではなくてあらゆる教育活動を通じまして、子供一人一人がかけがえのない存在として大切にされ、自分と他者の権利を尊重できる力を育んでいるところでございます。

○委員長 松尾委員。

◆松尾伸子 委員 ワークショップのときに、お子さんたちからも学校の授業でもというご意見もありました。その委員会の中でありましたけれども、ぜひこれも子どもの権利条例が制定された以降は積極的に授業の中で特別な時間をつくっていただきまして、お子さんたち自身が発言する権利ですとか、様々な自分自身の立ち位置というものを自覚していただけるような、そういう授業を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長 以上で。じゃあ、新たに質問どうぞ。

大貫委員。

◆大貫はなこ 委員 266ページのとうきょう すくわくプログラムについて伺います。活動報告書を拝見いたしましたが、子供の発見や表現を丁寧に捉え、その姿を記録しながら次の活動につなげていく工夫が各園で行われていることが伝わってきました。こうした子供の興味や表現を尊重して、記録や振り返りを通じて次の探求につなげていく実践はイタリアのレッジョ・エミリアの幼児教育とも共通する考え方があります。一方で、こうした実践には活動そのものだけでなく、事前の準備や記録、保育者同士で振り返るための時間も必要です。東京都の補助制度では、実践体制を整えるための非常勤職員の人件費なども対象とされていますが、すくわくプログラムに伴う保育士の負担をどのように把握されているのでしょうか。また、記録や振り返りを含めて、勤務時間内に取り組めるよう、どのように人員体制を確保しているのか伺います。

○委員長 教育改革担当課長。

◎田中繁広 教育改革担当課長 答えいたします。

すくわくプログラムにつきましては、本区で従前より実施しておりました魅力ある教育活動事業の流れをくむものであるため、すくわくプログラムの実施により負担が増加したとの認識はありません。そのため本プログラムの実施に当たり特別な人員体制を強いてはおりません。むしろ専門的な講師を呼び、プログラムを実施するといったことで、現場で働く保育士や教員の新たな学びや負担軽減につながっている一面があるという認識をしております。

○委員長 大貫委員。

◆大貫はなこ 委員 承知いたしました。専門的な講師の関わりが保育者の学びや負担軽減にもつながっているとこのことで安心いたしました。

そこで、専門家による支援について伺います。レッジョ・エミリアの幼児教育には芸術の専門性と教育の知見を結びつけるアトリエリスタという役割があります。保育者と共に子供の表

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

現や活動の記録を読み解き、次の探求につながる素材や環境を考える専門家です。すくわくプログラムを各園の保育士だけに委ねるのではなく、子供の表現や探求、活動の記録や振り返りについて必要に応じて専門家に相談できる環境があることは、保育の質の向上と保育士の負担軽減の双方につながると考えます。一部の園ではアトリエリスタの派遣が行われていると伺っています。現在どのような園でどのような支援が行われていますか。また、活動の進め方に関する実践や気づきを園同士で共有する機会についても伺えますか。

○委員長 教育改革担当課長。

◎田中繁広 教育改革担当課長 お答えいたします。

アトリエリスタにつきましては、決算年度においては育英幼稚園で実施をいたしました。講師からは、保育の環境のつくり方、例えば絵を描くときにどういうペンの置き方をすれば園児がわくわくして取り組めるか、どういう声かけをすればよいかなど助言をいただき、その後の保育につなげているといったところでございます。

園同士の共有につきましては、他の園の先生にも声かけし、アトリエリスタの活動を見学する機会を設けております。以上です。

○委員長 大貫委員。

◆大貫はなこ 委員 ありがとうございます。

こうした専門家との関わりが日々の保育の工夫や保育者自身の学びにつながることは大切だと思います。引き続き実践に無理なく取り組めるよう支えていただきたいと要望いたします。

（「関連」と呼ぶ者あり）

○委員長 よろしいですか。

関連、拝野委員。

◆拝野健 委員 すみません、ちょっと分からないんですけど、魅力あると、すくわくだと、全然予算規模が、1個当たりの予算規模がたしか違ったと思うんですけども、確かに延長線上で負担がという意味も分かるんですが、新しい事業をされたりだとか、少なくとも負担は増えるような気がするんですけど、そういう声は上がっていないということですか。

魅力あるのときで、予算規模が全然少なかったんですよ。すくわくになって、5倍ぐらいにたしかになったはずで、予算が、そうするとやれる内容が変わってくるので、延長線上にあるんですけども、もうちょっと連続性を持たせたらいいと、すくわくもたしか中心にあったりだとか、変化を、理科とか学ぶとかいうことを結構あったと思うので、負担が認識がないというのはちょっといまいちイメージが、私、湧かなかったんですけども、結構やっている内容変わったんじゃないんですかね、学校によっては。

○委員長 もう少し具体的に質問、拝野委員できますか。

先ほど負担が増えたとは認識していないという課長の答弁があったわけですけども、今の拝野委員の質問というのは。

◆拝野健 委員 そうですね。大丈夫です、すみません、ちょっと私が言いたかったことは、

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

負担軽減の文脈であるならば、でもその予算の中でできるので、やっているから連絡が、報告がないのかなと思ったりだとか、またもし後でも分かったら、多分何かあるんだと思います。要望で終わります、すみません、大丈夫です。

○委員長 ほかに新たに質問ありましたら、どうぞ。

中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 263ページ、子どもの安心対策について、こども110番について伺います。安全安心電子飛脚便メールによりますと、子供を狙っているかは不明ですが、毎月のように区内で不審者が出没しております。また、7月にはお隣の荒川区で若い男の人が小学生に、お母さんが病気になったからついてきてって声をかけて子供を連れ去ろうとしているような事案も発生しております。町なかで子供が助けを求めることができる場所が数多くあるというこども110番は、声かけや連れ去りの抑止にもつながる効果があると思っております。

一方で、マンションのオートロック化や自営の方が廃業をされることで、こども110番の件数も減少傾向にある点は、これまでの委員会でも答弁されていたと思いますが、これから登録数を伸ばすためには、安心して事業に協力ができる仕組みになっていないといけないと思います。こども110番の家に不審者が逆恨みをして、例えばなんですけれども、門を壊されるとか被害を受けたこととかはありますでしょうか。また、その場合には区が補償などを区としても行うのか、その辺りを教えてください。

○委員長 学務課長。

◎仲田賢太郎 学務課長 これまでこども110番の協力者が被害を受けた事例というのは報告はされておりましたが、万が一損害を受けた場合は区で損害保険に加入をしております。子供が避難したことによって生じた物損ですとか、あるいは人的な被害については医療費や後遺障害について見舞金をお支払いするという仕組みでございます。

○委員長 中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 承知しました。保険のことはこども110番を募集する際にしっかりと周知をしてほしいです。また、これからの件数を維持していくためには様々な方法でアプローチをすることが必要だと思います。この年度には何か新しい団体等への呼びかけを行ったか、また、今後の件数増に向けてのどのように取り組むかも教えてください。

○委員長 学務課長。

◎仲田賢太郎 学務課長 決算年度の新たな周知先としましては、学校園配信システムで保護者に対してご案内をお送りいたしました。また、産業振興事業団の会員や介護事業者にも周知をしたことで登録件数としては微増となってございます。引き続き新しいアプローチをすることが必要であると考えております。今年度は生活安全の集いなど、安全に関連するようなイベントで啓発を行ってまいりたいと考えております。また、一部もう始めていますが、申請ですとか更新の手続を電子化しまして、申請をしやすいように改善をするところでございます。

○委員長 中嶋委員。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◆中嶋恵 委員 分かりました。引き続き件数獲得に取り組むよう要望はさせていただきます。また、区の事業に協力してもらう手軽さというのは大事だと思いますので、電子化を進めることで手続の負担軽減に努めてほしいと要望で終わります。以上です。

○委員長 松村委員。

◆松村智成 委員 265ページ、人権教育です。先ほど松尾委員からもご質問ありましたが、ちょっと違う目線なので別にやらせていただければと思います。

人権教育、2点伺います。まず1個目が、令和5年の第3回定例会の一般質問でも指摘し、ご答弁いただいている内容でございしますが、あれから3年が経過しましたので、性の多様性、LGBT理解増進等に関する学校現場の取組について、現在の教育委員会の認識を確認する意味で改めて伺いたいと思います。

私が危惧しているのは、多様性という言葉を隠れみのにして特定のイデオロギーを教育現場に持ち込もうとする動きが水面下で進行しているのではないかという点でございします。例えば学習指導要領を逸脱した包括的性教育の導入や特定の法制度で認められていない同性婚や選択的夫婦別姓について、外部講師や教材を通じ、特定の法改正が正しいと誘導するような偏った指導が行われるようリスクです。幸い、本区内で露骨な事例が確認されているわけではございませんでした。しかし、全国の志を同じくする議員たちと情報共有をする中で、学習指導要領を逸脱した疑わしい指導が他自治体で何件も報告されておりました。私が最も危険だと感じているのは、こうした実態が公表されず表面化していないことです。

そこでお伺いします。台東区として外部講師や教材の選定において、現行の法制度や公教育の中立性を逸脱しないよう、現在どのような基準で確認を行っているのでしょうか。また、偏った思想の植え付けが行われないよう教育委員会として現場をどう管理、指導しているのか改めて見解を伺います。

○委員長 指導課長。

◎増嶋広曜 指導課長 お答えいたします。

外部講師であるとか、教材の選定、こちらにつきましては学習指導要領に準拠したものであるか、また、政治的中立性が保たれているのかなどにつきまして、学校と教育委員会で協議した上で決定しているところでございます。また、指導に当たりましては、発達の段階を踏まえることであつたり、学校全体で共通理解を図ることなどに配慮しながら、児童のみならず保護者とも連携しまして児童が正しい知識を身につけることができる学習活動となりますよう、研修会等を通じて各校に対して指導をしているところでございます。また、フィードバックというか、評価につきましても適宜学校からいただいたり、そこで課題が見えるところにつきましては確認をして指導をしているところでございます。

○委員長 松村委員。

◆松村智成 委員 大変充実したご答弁で、本当にありがとうございます。

先ほども申し上げましたが、多様性という言葉は盾にすれば公教育の場で何を教えても許さ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

れるわけではないと、これは私の持論ですね、一部の極端な人に流されることなく、現行の法制度と学習指導要領に厳格にのっとり客観的かつ中立な教育の徹底を引き続き要望しておきます。

公教育の中立性という重大なテーマについては、後日また総括質問で伺いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

もう1点ありますが、よろしいですか。

○委員長 松村委員。

◆松村智成 委員 同じ260、人権のところでお伺いします。現在の区内の公立小・中学校において、以前もこれ、お聞きしましたが、人権教育の一環として男女混合名簿が用いられています。しかし実際の教育現場からは名簿が見にくくなり、教員の事務負担が増大しているや、指導や運営上の分かりにくさが生じているというお声が届いております。人権を尊重するという名目の下に、教育現場の実務や学習環境に不合理な負担を生じさせているのではないかと、それはもう本当に本末転倒だと思います。単に形式的に男女の枠をなくした、この男女混合名簿について、現場の負担に見合うだけの具体的な教育的効果が本当にあったかと区は検証しているのかお答えください。

○委員長 指導課長。

◎増嶋広曜 指導課長 お答えいたします。

男女混合名簿につきましては、男女平等、男女共同参画の観点からも有益なものであるという認識をしております。具体的な教育的効果につきましては、数値化でははかれないものの、例えば中学校の校則におきまして標準服を女子もスカートではなくパンツを選択できるように最近なってきておりますが、そうした選択に対しましても生徒が抵抗なく受け入れたりありますとか、尊重したりできているという話を伺っているところでございます。長年の取組の中で一定の成果が上がっているものと考えております。

なお、健康診断や中学校における保健体育科など、男女別に実施するもの、こちらにつきましては教員の負担軽減の観点から男女別名簿の使用を認めているところでございます。

○委員長 松村委員。

◆松村智成 委員 男女別名簿があるということは、結局もう一つ負担が増えてしまうんじゃないのかなというふうに思いますが、ただ、人権教育の推進自体はもちろん否定しませんし、推進すべきだと私も思います。ただ、いたずらに男女の差異をなくするような形式的な平等の押しつけには強く疑問を感じておりますし、あとほかの自治体などでは、平成18年の文科省の通知が第507条6号というのがありまして、それを理由に混合名簿を制度化する答弁があったというふうに聞いております。その通知の本来の趣旨は、児童・生徒の羞恥心や戸惑いへの配慮を求め、心身の発達段階を踏まえた適切な対応を現場に求めたものでした。これを形式的な男女混合の免罪符にするというところもあったようですが、それはちょっと私、違うと思うんですね。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

あと私、学校現場直接行きまして、いろいろ聞き取りを行ったところ、やはり先ほどもちょっと事例挙げましたが、健康診断の件、宿泊行事の管理、実務上の不便さなど多数上がったのですが、中で最も深刻だったのが緊急時の対応というのを聞いております。災害時や急な体調不良など性別に配慮した避難や救護が即座に求められる際、名簿で男女が瞬時に判別できないことが初動の遅れにつながるのではないかという強い懸念で、先ほど課長から別の名簿もあるよということでご答弁いただいたのですが、構わないのですけれども、結局2つあるとどっちを早急に使っていいか分からないということにならないのかなという、ちょっと思うところございます。

これはもう最後、答弁求めませんが、理念として平等が先行する一方で、安全管理や実務においては男女別名簿のほうが合理的で、かえって生徒、児童へのきめ細やかな配慮が行き届きやすいという視点を持つのも一つかなと思いますので、法制度、合理性を伴う教育行政に向けて、もしよければ抜本的な見直しを検証していただければと思います。この件は終わりにしたいと思います。以上です。

○委員長 ほかがございませんね。

(発言する者なし)

○委員長 以上をもって、本項についての審議を終了させていただきます。

○委員長 第2項小学校費について、ご審議願います。

望月委員。

◆望月元美 委員 この小学校費、1番、学校管理費、項目がないので、ここでお伺いいたします。昨今の猛暑の影響によって小学校の水泳学習がなかなか指導時間の確保が難しい、プールの授業が中止になるということで、以前から民間の屋内プールの活用を提案してきました。令和7年度においては、東泉小学校、金曽木小学校で校舎改修のため民間のプールを利用しての水泳指導が行われたと思いますが、それについての課題や成果について教えてください。

○委員長 指導課長。

◎増嶋広曜 指導課長 お答えいたします。

今、委員ご指摘ありました民間のプールを活用しての水泳授業につきましては、ご指摘のとおり大規模改修の行われた2校につきまして実施したところでございます。成果といたしましては、プールの指導員、これが技能に大変特化した指導になりますので、泳力が向上したというようなところが指導の結果としてあったということを伺っております。

一方で、課題といたしましては、体育の学力として、学習内容として、例えば目当てを決めてそこに合わせた練習をすとか、自分の課題に合った練習方法を選び、友達と協力しながら進めるといったことも含めて指導と学習の評価をしているところでございまして、そこにつきましてはプールの現地の指導員では対応が難しいというようなところで課題として上がっているところでございます。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 望月委員。

◆望月元美 委員 分かりました。実際に民間のプールで指導を受けたお子さんの保護者などを聞くと、とても天候に左右されず、そういう暑さの心配もなく入れたとか、いろいろちょっとお聞きはしています。これについてはしっかり今後も検証してほしいと思っています。とはいえ、やはり子供たちのプールに入るための熱中症対策、非常に重要だと思っております。今年は思いのほか猛暑日が少なかったのでプールに入れたというお話も聞いておりますけども、ただやはり近年の夏の暑さを考えるとしっかりとやっていかなければいけないと、これも前々から要望しておりますが、各学校のプールサイドの日陰確保について、これに関してはやはり教育委員会のほうでも支援をしていただきたいと思いますのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○委員長 庶務課長。

◎山田安宏 庶務課長 この件につきましては、かねてから望月委員からずっといろいろご意見、ご指摘いただいてきたところでございます。現在、来期に向かってということにはなってしまうんですけれども、庶務課のほうから各学校に対して、今ご指摘ありましたプールサイドの日陰をつくったりするための備品、消耗品といったものとか、あとクーラーボックスみたいな冷たい冷やすものを保管するようなものとか、学校として対策に必要なだと考えているものはないかどうかということで調査をさせていただいておるところでございます。この調査の結果を踏まえまして、教育委員会といたしましても来年の夏の酷暑がまた来てしまわないことを祈りつつ対応、支援をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○委員長 望月委員。

◆望月元美 委員 ぜひ来年に向けてのこれは、各学校によっては要望が多々あると思います。しっかりとその辺は聞いていただいて、来年の熱中症対策につなげてほしいと要望して終わります。

（「関連」と呼ぶ者あり）

○委員長 松尾委員。

◆松尾伸子 委員 学校のプールの施設保全の観点でお聞きしたいんですけれども、東泉小学校、金曽木小学校のような大規模改修以外で、例えばオーニング、日よけのことですけれども、のような工事対策はどのように行っておりますでしょうか。

○委員長 教育施設担当課長。

◎中島伸也 教育施設担当課長 答えいたします。

学校施設の暑さ対策といたしましては、学校からの要望や相談等を受けた場合、現地調査等を実施いたしまして、日よけの設置、いわゆる可動式屋根やオーニングなどの設置が建築基準法の遵守や技術的に可能か否かを含めて適宜対応している状況でございます。

○委員長 松尾委員。

◆松尾伸子 委員 様々なオーニングがあるということをちょっと私も勉強しておりますけれ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ども、野外のプールというのはやはり先ほどの望月委員がおっしゃったような課題がございます。いわゆる熱中症の中での対策ということで、しっかり私自身も対応していただきたいなと思いがとても強いです。室内プールの整備ということも含めまして、今後、今から対策をしっかりと整えていただきたいということを強く要望させていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長 ほかありますか。

いやいや、もう関連はないですよ。新たに質問をどうぞ。

村上委員。

◆村上浩一郎 委員 私は277ページ、5の給食生ごみ処理と、ここで中学校の284ページがまたがるため、ここでお伺いいたしますけど、ご存じのとおり、農林水産省の推計では我が国はもう年間約500万トンのフードロスが発生しているとされております。また、これは日本人が毎日おにぎりを1個捨てているという計算というのはご存じだと思うんですが、またその一方で、国連の推計によりますと世界では飢餓の問題や栄養不足に困窮している人は7億人いるとする、これはユニセフのテレビコマーシャルで寄附を募集しておりますので、皆さんもご存じのことだと思います。また、我が国は食料自給率が非常に著しく低いという一方で、食材を輸入しているわけですが、それでもこのように年間相当数の食べ物を廃棄しているということになります。また、この廃棄をすることによってごみ処理で燃焼等によって環境に多大なる負荷をかけているということも事実だと思っております。また、本区では食材、教育の一環として教育費の食材費、支援を行っており、食べ物をもっと無駄なく大切に紹介していくべきだと、子供たちに強く教えていかななくてはいけないというふうに考えているわけがございます。

そこでお聞きしたいんですが、学校給食における3年間の残菜量の推移を教えてくださいということと、また、ご家庭にも食品ロスのことや残菜が生じていることを伝えていくことが必要だと考えますが、どのような取組を行っているのか教えてください。

○委員長 学務課長。

◎仲田賢太郎 学務課長 残菜の量でございますが、令和5年度から1年ずつで、令和5年が45.6トン、40.9トン、決算年度で32.6トンでございます。減少傾向にありまして、トウモロコシの芯ですとか、あとスイカの皮など、どうしても発生するというのを踏まえまして、おおむね適正な範囲に収まっていると認識をしております。

委員ご提案の食品ロスについて伝えることは大切であるというふうに考えておりまして、食育の中ではもちろんですが、給食だより等を通じまして、家庭にも食品ロスですとか学校での残菜量を伝えまして、ご家庭でも食材を大切にしてくださいよう呼びかけを行っているところでございます。

○委員長 村上委員。

◆村上浩一郎 委員 今ご答弁いただきました。30トン以上が、台東区だけで出ているということは、これは全国で考えますと相当数の食物無駄にしていることかなと思います。台東区

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

は児童と生徒数が約9,000人で、これだけの量ですので、今後この辺はやはり改善していただくように、なかなかこれ以上厳しいかと正直私も思うところありますが、そのところは工夫をしていただきたいと思いますと思うんですが、それとやはりそういう意味では、今、食育が本当に大事なんじゃないかというふうに考えておまして、食材の大切さを教育するのも必要だと思いますが、ただ、今の子供たちは本当に食通というかグルメですので、なかなか好きじゃない味の食物、我々が子供のときは栄養価高かったり、量がありやいいような時代でしたけど、ここに飲んでる方は少ないと思う、脱脂粉乳の牛乳を飲んでいました。あれも今考えると、ユニセフかアメリカの寄附で提供していたものを飲んで、日本の戦後の我々が生き延びてきたわけですけども、そういう意味では栄養価が賄えていることは十分承知していますけれど、子供がおいしく食べられるような献立作りが必要だと感じますが、どのような工夫をなさっていらっしゃるのか、また、保護者の方がどのようにお考えなのか、そういったアンケートなどを実施したらいかがかと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長 学務課長。

◎仲田賢太郎 学務課長 アンケートでございますが、毎年度各校で実施をしております。結果については、日々の献立業務に活用をしているところでございます。結果は、好意的なご意見をいただくことが多い一方で、苦手な食材が多い日は食べれないですとか、あとレシピを教えてほしいとの意見もいただいているところでございます。献立作りは毎年度栄養士会のほうで人気が出るような献立を研究しまして、各校に広げるように取り組んでおまして、また、子供の意見を取り入れたリクエスト給食なども行っておりますので、引き続き児童・生徒の食への関心を高めるように取り組んでまいりたいと考えております。

○委員長 村上委員。

◆村上浩一郎 委員 分かりました。本当に教育委員会としてはいろいろな様々な工夫を凝らしているなということは記憶しております。私らの頃は給食残しますと、担任の先生が食べ終わるまでずっと見られていまして、それこそ食べないと怒られた時代ですけど、今はそんなことはできませんけれども、今、時代に沿ったご指導をしていただきながら食料残菜を減らしていただくよう、またお願いして終わります。以上です。

(「関連」と呼ぶ者あり)

○委員長 給食費関連で、高橋委員。

◆高橋えりか 委員 今、村上委員からもお話がありましたので、私からは要望のみなんですが、私も以前、給食の残菜について質問した際に、児童1人当たりに換算するとスプーン1杯程度というご説明をいただきました。今回さらに減少傾向にあるということですので、学校現場での工夫や取組の成果として評価します。

今後も食べ物の大切さを伝える食育やおいしく食べられる給食の工夫、一人一人に合った量の調整などを通じて、無理なく残菜を減らしていくことが大切だと考えますので、子供たちの体調や食べられる量の違いにも配慮しながら、引き続きできる範囲で取組を進めていただきました。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

いと思います。要望で。以上です。

○委員長 高森委員。

◆高森喜美子 委員 すみません、今、番号でいうと277ページの4番の食育のことなんですね。今ちょっと村上委員からも食育に関することがあったんで、関連します。

食育の取組というのは、非常に幅が広くて、今、飽食の時代とか、もう本当においしいものがあふれる時代ではありますが、しかし、食事に対する、また食材に対する認識を深める、そして、それは感謝の気持ちを持って食べるという根本的なやはり姿勢というか、ことを、教育の中でもやっていく必要があるんじゃないかというふうに思っております。

私がちょうど1年生議員で入ったばかりのときに、小浜市に行って、そしてやはり食育を一生懸命やっているところだったんですが、秋間先生も一緒に行ったんで覚えていらっしゃると思うんですが、大変にいろいろ教わることが多かったです。1つは、その地域独特の文化に根差した食事というのがあるということ、それから子供たちが、小浜市の場合は大根を作っている畑のそばを歩いて通学していくということで、そうした食材が学校で出ると、そうした農家の方においしかったよと言言いながら通学している子供もいるというような話もあって、都会とは環境が違いますが、しかし、やはりそうした食事に対する感謝の気持ちがあるとか、認識を深めるとかというのは非常に大事で、それがあると、残すということも少なくなるんじゃないかなというふうに思います。

また、今いろいろな食材は日本だけでなく、世界各地から入ってくるとか、あるいは安全な食事というのはどういうものなのかとか、そういうことが例えば学校給食などで具体的に教えていただくということを日々積み重ねていただくことが、私は食育ではないかなと思っております。お箸を作ったりなんだろうというのはやっているのは承知しておりますけれども、もう少しその中身を深めていただく、食育に対する考え方というのをももう少し深めていただきたいなと思っているんですが、いかがでしょうか。

○委員長 学務課長。

◎仲田賢太郎 学務課長 食育につきましては、食以外にも食を取り巻く様々な点を教えていくことが必要であるというのは、委員ご指摘のとおりかと思えます。各校の食育リーダーに研修を実施するとともに、出前講座の実施ですとか、地域ふれあい給食など、栄養士が中心になりまして各校で様々な実施をしております。決算年度の実績をご紹介しますと、食育リーダーに向けまして食文化における敬いという研修テーマで実施をいたしました。また、各校の内容も地産地消ですとか、生産者のお話を伺って、そこに対する感謝の気持ちを述べるですとか、農産物を通じた連携都市について、ローリングストックを通じた防災対策についてと、幅広く教えることで食への関心を高めまして、食への感謝の気持ちを育んでいるところでございます。食べ残し単体というよりは、やはり食の大切さ自体を教えることが食べ残しの削減にもつながっていくものというふうに考えておりますので、引き続き取り組んでまいりたいと思っております。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 高森委員。

◆高森喜美子 委員 それともう一つは、食事を作るということで、いろいろな道具を使って食事作るわけですね。そして、火も使う、そういう意味では包丁で手を切るとか心配な部分もあるんですが、しかし、作ることの営み、これも大切な教育でありまして、そういう部分も家庭の中でも一緒になって食事を作るような、そうしたことも連携を取ってやっていただくとによって、より食に対する関心というのでも深まるのかなと思っています。

もう一つ、添加物が非常に問題になった時代があったんですけど、使われているいろいろな色ですね、それが溶かして毛糸に漬けると、毛糸がその色に染まっちゃったと、そんな実験をしたことによって、食物に入っている化学物質というものの認識が深まったというような具体的な話もあったり、食に関してはいろいろなことが材料になるんだろうと思っていますので、きめ細かく幅広くやっていただければとお願いをしておきます。以上です。

○委員長 高森委員、もしよろしければ続けて、違う科目で大丈夫です。

◆高森喜美子 委員 もう一つ、これは、この年度から始まったので一応聞いておこうと思っているんですが、補助教材費の支援、この年から始まりまして、保護者の皆様からは物の値段が上がっていく中で子供の教材費助成していただいてありがたいという声が聞かれました。

（「276ページね」と呼ぶ者あり）

○委員長 ページ数。

◆高森喜美子 委員 ページは276ページの一番下の3番。

それで、教育委員会として決断して、こうやってやっていただいたことは評価しております。学校の中で先生方も助かっているなという声も聞かれるんですが、どのような効果があったのか教えてください。

○委員長 学務課長。

◎仲田賢太郎 学務課長 教育委員会では従来から給食費に支援を行ってまいりましたが、令和7年度に本制度を開始させていただきました。また、今年度から支援対象に宿泊行事を追加をしたということで、これらによりまして学校の主会計の大半で徴収業務が不要となっております。そこにかけていた時間が教員の本来業務である子供に向き合う時間に充てられたというふうに認識をしてございます。

一方で、学校主会計に対する補助という性格上、申請ですとか、実績報告などの事務をしていただく必要がございますので、そこに対してのご意見というのは学校からいただいております。学務課ではマニュアルの作成ですとか、今年度申請プロセスを見直しまして効率化に取り組んでいるところでございますが、引き続き教育の質の向上につながるよう改善に努めてまいりたいと考えております。

○委員長 高森委員。

◆高森喜美子 委員 確かに今までお金を集めるというのが、先生方大変だったと、忘れちゃって持ってこなかったり、なかなかすぐに完璧に100%集まらなかったということがあったの

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

はよく聞いていたんですが、そういう意味では、そうした業務がなくなって、今お話があったように子供に向き合う時間が増えるということは、区の教育委員会としてしっかり取り組んでいただいていることを評価いたします。以上です。

○委員長 ほかどうぞ。

早川委員。

◆早川太郎 委員 私、1つだけ、275ページです。学力向上施策の中の（２）小学校読書活動推進のところで伺います。決算数値見ると3,300万円弱ってなっていて、対前年で見ると2倍近くになっているんですね。これ、司書の人件費なんだと思うんです、増やしたということだと思うんですけど、その辺どれぐらい増えて、どういった効果があったのかというところを教えてください。

○委員長 指導課長。

◎増嶋広曜 指導課長 お答えいたします。

令和7年度の学校図書館状況調査につきましては、その前に増えた実績でございすけれども、小・中学校ともに週1日配置であったものを決算年度は週2日配置として拡充を図ったものでございます。成果といたしましては、調査によりますと、館内整備、蔵書管理、授業準備等につきまして、およそ9割の学校から効果があったということで回答をいただいております。読書活動の推進や学習支援の充実、教員負担の軽減に効果が上がったものと認識しております。

○委員長 早川委員。

◆早川太郎 委員 昨年度、うちの会派の議員から、これ、委員会だったと思うんですけど、学校図書館の活用時間について発言がありました。学校によってはなかなか活用できる時間が少ないところもあるよという話だったんですけど、たしか今年度そういう意味では、またその司書の増員なされていると思うんですけど、各学校どれぐらい増えているのかも教えてください。

○委員長 指導課長。

◎増嶋広曜 指導課長 今年度につきましては、週4日の配置ということで進めております。

○委員長 早川委員。

◆早川太郎 委員 もうかなり増えて、毎年毎年かなり上げていただいてよかったと思うんですが、それで司書さん増えて、子供たちが使える学校図書館の利用時間帯的なものというのはどうなったのか教えてください。

○委員長 指導課長。

◎増嶋広曜 指導課長 子供自身の利用時間につきましては、基本的には授業の時間に教科の時間、また、総合的な学習の時間等での調べ学習で学校図書館を利用するもの、また、休み時間等に訪れて本を借りたりするための時間というところで認識しております。そういった時間が週4日配置されることによって教室にいる教員と図書館にいる司書ということで、双方の対応が可能になったというようところで充実を図ったところでございます。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 早川委員。

◆早川太郎 委員 本当に今年度になって、休み時間とかで子供が図書館行って読めるようになったというのがすごく増えたというのを聞いていてよかったなと思っています。

台東区ですね、それこそ学校図書館にはかなり力を入れていて、図書館のための本の購入費が別枠で予算計上をされているので、他区に比べても学校図書館の蔵書数というんですかね、というのはかなり充実しているって聞いています。ただ、今まで子供たちが利用できる時間帯というのがなかなか確保されていなかったんで、本当に残念だなんて思っていたんですが、その辺今年度でしっかり対応を取れているというのはすごく評価しています。

ただ、放課後子供教室とかが実施されていることもあるんだとは思っているんですけど、放課後図書館が利用できる学校というのは、こどもクラブとか、放課後授業で図書館を活用しているところしかできていないのかなって思っていて、せめて30分でもいいし、毎日じゃなくてもいいし、あとは5時限目だけしかない日の6限目の時間帯だけでもいいんですけど、それは放課後も子供たちがふらっと寄って自分たちで自由に本を選べる時間帯というのが、やはりちょっとでもいいからあってほしいな、これは希望なんですけど、その辺何とかしてほしいな、なかなか難しいなとは思っていますけど、その辺どうなのか、ちょっとだけお答えできるならお答えをお願いします。

○委員長 指導課長。

◎増嶋広曜 指導課長 お答えいたします。

今、委員ご指摘のように、放課後の時間につきましては、学校につきましては下校指導をするというようなところが学校の働き方改革の上でも、先生方の会議時間の確保やあしたの準備の時間を確保する上でも重要というふうには認識しています。一方で、委員ご指摘のように、子供たちが読書に触れるために放課後の時間を使うというようなことも含めて、これもまた大切にしていきたい部分だというふうに認識しております。

放課後子供教室につきましては、ランチルームのみならず、図書室を使って活動場所になっているというようなところもあり、学校の図書館司書の勤務時間との割り振り等も踏まえながら、校長会からも意見を踏まえて考えてまいりたいなというふうに思っております。

○委員長 早川委員。

◆早川太郎 委員 ここ本当に数年で、その辺しっかり対応を取っていただいているので、あともうちょっとのところまで来ているので、その辺頑張ってくださいること要望して終えます。以上です。

（「関連」と呼ぶ者あり）

○委員長 関連、大貫委員。

◆大貫はなこ 委員 小学校の読書活動推進について、読書バリアフリーの観点から伺います。子供たちの中には文字が見えにくい、文字を読み取ることが難しい、本を持ったり、ページをめくったりすることが難しいなど、様々な理由で読書に困難を感じている子がいます。そうし

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

た子供たちも自分に合った方法で本に親しめる環境が大切だと考えています。

決算年度に区立小学校の学校図書館では、こうした子供たちの読書を支えるためどのような資料の整備や利用支援を行ったのでしょうか。

○委員長 指導課長。

◎増嶋広曜 指導課長 読書バリアフリーの考え方につきましては、非常に大切な観点であると思いますし、視覚障害等を含めた明確な障害をお持ちのお子さんのみならず、読むこと自体苦手意識を持っているお子さんも含めて、実態としてはつかみ切れていないところありますけど、おおむね国の調査によりますと、1つずつのクラスに1人ぐらいは困難を抱えているお子さんがいるのではというふうに伺っておりまして、そういう意味で対応を進めていくことは大事だというふうに考えているところでございます。

決算年度におきましては、1人1台端末の活用によってデジタル図書を利用したり、めくったりするもの、また、拡大をしたりすることで授業の中での学びにくさを少なくしているというような取組をしています。また、電子黒板等にデジタル教科書を映して進めましたり、読み上げ機能の活用等も含めて、その充実に努めているところでございます。

○委員長 大貫委員。

◆大貫はなこ 委員 現状につきまして承知いたしました。中央図書館での読書バリアフリーの取組を区立図書館全館、そして、学校図書館へどのように広げていくか、読書バリアフリーについては総括で伺います。

○委員長 ほかに。

高橋委員。

◆高橋えりか 委員 276ページの小学校児童健全育成、いじめ相談カードについて伺います。子供たちが悩みを一人で抱え込まず、安心して相談できる環境を整えることは大切だと考えます。区が把握している相談について、過去3年間の相談件数と主な相談内容の推移と、いじめ相談カードを現在どのように配付し、どのような場所に置いているのか教えてください。

○委員長 指導課長。

◎増嶋広曜 指導課長 まず、いじめ相談の実績についてお答えをいたします。

1人1台端末からの相談、また、教育支援館の教育相談室における相談、また、いじめ相談電話による相談の総計といたしまして報告をいたします。令和5年度につきましては16件、令和6年度は10件、令和7年度は5件でございます。

また、次のどのように配付しているかというようにところでございますけれども、主に夏休み前に台東区版の相談カード、こちらにつきまして区立学校の児童生徒全員に配付をしております。1人1枚配付しております。また、東京都の相談カードとともに指導課や教育支援館の窓口にも置いているところでございます。

○委員長 高橋委員。

◆高橋えりか 委員 承知しました。相談先が案内されていても、電話で自分の悩みを話すと

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ということには抵抗がある子供もいると思います。また、家庭に固定電話がなく、自分のスマートフォンも持っていないなど自由に電話を使える環境にいない子供や、周囲に話を聞かれることが心配で電話をかけにくいという子供もいると思います。現在、1人1台の学習用端末から相談できる仕組みや東京都のLINEなどによる相談窓口もあるということで、比較的相談しやすい環境になっているのかなとは思いますが。

子供たちが電話以外にどのような方法で相談できるのか、また、その利用方法をどのように周知しているのか、特に学習用端末ではどのような名称や案内文で相談先を示して、どのような手順で相談できるのでしょうか。いじめに限らず、困っていることや悩んでいることも相談できると伝わる案内になっているのか教えてください。

あわせて、東京都の窓口寄せられた相談について、区としての対応が必要な場合、どのように情報を共有して支援につなげているのか教えてください。

○委員長 指導課長。

◎増嶋広曜 指導課長 カードの内容につきましては、特化していじめのことはこちらに相談してくださいとか、そのハードルを上げるような配付の仕方ではなく、簡単なところで今ちょっとでも相談してみようというような体で、ハードルを下げるような工夫をして配付をしているところでございます。

また、あと何でしたっけ、すみません。

○委員長 忘れちゃったの。

◎増嶋広曜 指導課長 一回忘れちゃって、すみません。

○委員長 高橋委員、もう一度、質問してください。

◆高橋えりか 委員 学習端末での案内文ですね、どういうふうに、今ふわっとというか、ハードル下がっているというのを聞いたんですけど、もう少し具体的にどういう案内文で子供たちが見られるというか、というところと、東京都の窓口寄せられた相談で、区としての対応が必要な場合、どのように支援につなげているかというところをお願いします。

○委員長 指導課長。

◎増嶋広曜 指導課長 電話以外の相談、本区の相談窓口につきましては、1人1台端末からできる相談環境を整えている中で、その相談シートに入力してございます。こちらにつきましては様式といったところでは何について相談するのかとか、これは先生に対して話していいのかというようなところとか、誰に相談したいのかというようなところを細かく答えるところがありまして、それについて教育支援館の統括指導主事から、まずその子の1人1台端末のところにお答えをして、学校に知らせてよいということであれば、そのまま学校の管理職につなげるような対応を取っているところでございます。

また、東京都との情報共有や支援につきましては、随時、指導課に東京都から相談が下りて、具体的なところで把握しているところでございまして、その情報を学校にお伝えすることで、その子の不利益にならないように対応を進めたりですとか、具体的に対応する必要がある教

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

職員やスクールカウンセラーが当該児童生徒に支援するというような形で、これも区で進めるやり方と同じように東京都からもいただいた情報については適宜スピード感を持って対応しているところでございます。

○委員長 高橋委員。

◆高橋えりか 委員 承知しました。私たちが子供だった頃は、そういう端末もなく、電話をするという方法しかなかったので、校内に公衆電話があって、その横にいじめ相談の案内、カードとかが置いてあったりして、私自身もいじめを受けていたので電話をかけようと思ったことはあるのですが、誰につながるのか、何を聞かれるのか、自分の気持ちをうまく話せるのか、そして、この程度のことでいじめと言ってもいいのかというふうに考えて、結局電話をかけることはできませんでした。もちろん本人がいじめだと感じたときには我慢せずに声を上げてよいということを、私自身も経験者として様々な場面でお伝えはしてきました。それでもいざ自分が相談しようとする、やはりこの程度のことで相談してよいのか、大ごとになってしまわないかなどとためらうことがあると思います。声を上げていいと伝えることと、実際に声を上げやすい環境を整えることの両方が必要だと考えています。

今回、実際の相談カードも拝見しましたが、区のカードには話してみようよとあり、友達との関係や家庭のことなども相談できると示されていました。東京都のカードにも何でも相談できると書かれていて、こうした呼びかけは非常に大切だなと感じました。

学習用端末での相談先の案内についても、いじめに限らず、日常の困り事や悩みを相談できるということで、細かく選べるというふうにおっしゃっていましたが、学校に言ってもいいか、そうじゃないかというところも選べるということでしたので、そういうことも子供たちに、簡単にというか、気軽に相談していいよということをみんなの子供に伝わるようにしていただきたいと思います。例えば困っていることや悩んでいることを話してみようとか、いじめかどうか分からなくても、嫌だと思ったこと、つらいと思ったことは何でも言ってもいいよみたいな感じで、相談へのためらいを減らす案内をお願いしたいと思います。

電話だけでなく、デジタルで相談できる仕組みがあるということはとてもいいことだと感じています。声に出して話すことが難しくても、文字であれば伝えられる子供もたくさんいると思います。1人1台の学習用端末から相談できることも、相談へのハードルを下げる大切な取組と評価しています。

一方で、相談しやすくなることで、いたずらのような内容が寄せられて、対応に苦慮することもあると伺っています。私の子供時代も、ふざけて相談先に電話をかけている子供を見たこともあります。相談方法が変わっても、そうした対応の難しさはあるのだなと感じるところなんです。ただ、短い言葉や冗談のように見える表現でしか、自分の気持ちを表現できない子供とか、伝えられないという子もいると思うので、表現だけでいたずらとは決めつけずに、内容や状況を丁寧に確認して、小さなSOSを必要な支援につなげていただきたいと思っています。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

また、誰が相談を受けるのか、いつ、返事が来るのか、相談した後はどうなるのかということについても子供に分かる言葉で伝えていただければなと思っています。

うまく説明できなくても大丈夫、何から話せばいいか分からなくても大丈夫だよといった案内も、最初の一步を踏み出す後押しになると思っています。

学習用端末からの利用方法を分かりやすく案内するとともに、相談カードについては、今後配布を減らしていく方向と伺っていますが、引き続き周囲の目を気にせずに取りれる場所への配置をお願いして、あわせて、相談したことや相談内容が周囲に不用意に知られないよう配慮し、支援のために情報共有が必要な場合には、そのことも丁寧に説明していただきたいと思います。

デジタルでも、電話でも、対面でも、子供たちが自分に合った方法を選び、この程度でも相談していいんだと安心して気持ちを伝えられる相談体制の充実を要望し、質問を終わります。

○委員長 小学校費、ほかにございませんか。

(発言する者なし)

○委員長 以上をもって、本項についての審議を終了させていただきます。

○委員長 昼食時となりましたので、ここで休憩いたしたいと思います。午後は1時ちょうどに再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

午後 0時01分休憩

午後 0時59分再開

○委員長 ただいまから、決算特別委員会を再開いたします。

○委員長 第3項中学校費について、ご審議願います。

松村委員。

◆松村智成 委員 281ページ、中学校教科書改訂対応について伺いたいと思います。

この事業につきましては、該当年度、決算年度から新しい教科書が採用されるようになりました。その教員の対応の教材ということは聞いておりますが、この中で少しお聞きしたいと思います。

令和6年8月に行われました定例の教育委員会において、令和7年、要は該当年度から使用される中学校の教科書が採択されました。この採択に至った経緯や公平に採択が行われていること自体は理解しております。

しかしながら、採択された歴史や公民の教科書の内容について、自虐史観とも受け取れるような記述があるのではないかと不安に思う保護者からの相談が実際に私の手元に届きました。教育基本法には、前にも一般質問でも申し上げましたが、伝統と文化を尊重し、それを育んできた我が国と郷土を愛する態度を養うことと明確に規定されています。教科書に一部、偏面的、自虐的な記述が含まれていたとしても、実際の教室で教えるのは現場の教員になります。現在の歴史や公民の教科書について、教育基本法の理念に基づき、子供たちが自国に誇りを持てる

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ような客観的でバランスの取れた授業を行うよう、現場の教員をどのように指導、担保していくのか、見解を伺います。

○委員長 指導課長。

◎増嶋広曜 指導課長 お答えいたします。

学校教育法におきまして、教科書につきましては、学習指導要領に基づいて、編集、検定が実施されたものを使用するという義務が定められているところでございます。

教育委員会といたしましては、教科書の内容を逸脱した指導となっていないか、また、内容をしっかりと指導し終えているのかなどにつきまして、今後も指導課訪問であるとか、授業時数調査の機会、また校長研修等も捉えまして確認し、必要に応じて指導してまいります。

○委員長 松村委員。

◆松村智成 委員 これも以前も申し上げましたが、重なって申し訳ないんですが、自国の国や歴史を愛せない人間が、どうして他国やほかの方を大切にできるのでしょうかというのが私の思いで強くあります。子供たちが日本のすばらしい歴史に誇りを持てるよう、一部の記述に引きずられることのない、現場での教育指導の徹底をお願いして、この項は終わりたいと思います。

このまま中学校、続けてよろしいですか。

○委員長 どうぞ。

◆松村智成 委員 今度は中学校費全般で伺いたいと思います。

本区の中学校においては、現在、自由選択制が導入されております。自分の行きたい学校を選ぶ、すばらしい制度である一方で、必然的に通学距離が長くなり、日常的に都バスや台東区循環バスのめぐりんを利用して通学している生徒も少なくありません。文科省の基準によると、通学の目安は、小学校はおおむね4キロ以内、中学校おおむね6キロ以内、通学時間を1時間以内とされています。台東区は総面積が10.11平方キロしかないコンパクトなまちなんですが、距離としては当然、この範囲内に収まることは理解しています。

しかし、問題なのは、現在の通学時間がこの1時間という目安すら脅かしかねない異常事態が起きているというふうに感じています。

これまでの決算委員会のほかの所管の審議でも、私がさんざん指摘し、警鐘を鳴らしてきたとおり、現在、本区のオーバーツーリズムは極めて深刻な状況が続いていると思います。区民の足であるはずの路線バスが観光客によって占領され、超満員で乗車できず、地元の中学生在が停留所でバスを何本も見送らざるを得なくなり、結果として、学校に遅刻してしまうという、教育環境を根本から脅かすゆゆしき事態が実際に起きています。

先日の4日目の土木費で都バス42-3路線の運行の質疑においても、私は区民の税金で維持しているバスに区民が乗れない事態はどうかしているというような発言をさせていただきましたが、この問題は本日の教育費、中学校費につなげると予告させていただきました。

そこでお伺いします。生徒の安全と就学機会を保障する最大の責任を持つ教育委員会として、

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

この観光客によるバス混雑で区内の生徒が通学困難に陥っている現状をどこまで深刻な課題として認識しているのでしょうか。

また、この問題の解決にはバス路線を所管する区の交通対策課など、関係部署との緊密な連携が不可欠になるかと思います。単に学校内で遅刻の配慮をして終わりにするのではなく、教育委員会から関係部署へ学校現場の切実な実態をしっかりと伝えていただき、通学時間帯における生徒の優先乗車の仕組みづくりを働きかけるなど、子供たちを守るための具体的な対策を検討しているのか、見解を伺います。

○委員長 学務課長。

◎仲田賢太郎 学務課長 学校によっては特定のバス路線に生徒が集中をされていて、学校でも様々な対応が取られているものというふうに認識をしております。雨天時などで混雑して乗れない場合があったりですとか、また雨天でバスそのものが遅れるということで遅刻をするケースも一部あるというふうに認識をしておりますが、バスに限らず、交通事情による、やむを得ない遅れに関しては、遅刻扱いにはしないというようなことで取り扱っているというふうに伺っております。

オーバーツーリズムについて、個別のバスに乗れなくなったというご意見は、教育委員会のほうにはまだ届いておりませんが、ただ、ご指摘の点につきましては、区長部局と連携を進めるとともに、通学時にバスに乗れないことが恒常的に発生をしているのか、その頻度や人数を含めて、まずは学校のほうに実情を確認させていただきたいと考えております。

○委員長 松村委員。

◆松村智成 委員 ご答弁ありがとうございます。この問題は単なる交通インフラの問題だけではなくて、ちょっと言葉きつく、また言わせていただくと、大人たちが進めた観光施策のツケを子供たちに払わせているんじゃないかなというふうに私は思っています。大勢の観光客に押し出されるようにして、地元の子供たちがバス停にぼつんと取り残されている姿を私も見たことがあります。台東区としては絶対にならない姿じゃないのかなというふうに思います。関係部署と連携して、東京都に対して毅然と改善を迫っていただくよう強く要望して、この項は終わりたいと思います。以上です。

○委員長 拝野委員。

◆拝野健 委員 283ページの15番、中学校部活動の地域連携と地域移行について伺います。

これ、結構長くやっている話なので、在り方検討協議会と庁内検討委員会、指導課、スポーツ振興課は、まず改めて、何を検討して、何を決定、実施する役割なのか、まず、役割分担について伺わせていただけたらと思います。

○委員長 指導課長。

◎増嶋広曜 指導課長 お答えいたします。

部活動の在り方検討協議会につきましては、生徒にとって望ましい部活動の環境の構築と中学校における教職員の働き方改革の実現を図る観点から、中学校における部活動の段階的な地

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

域移行に向けた課題に総合的に取り組むため、令和５年度に設置をいたしまして、基本的には年３回の協議会を開催して、これまで進めてまいりました。こちらで協議された内容を基に、指導課が中心になりまして、学校や関係課との調整を図ってまいりましたというところでございます。

その中で、在り方検討協議会に議題として、こちらが事務方として提案する資料を作って、それについてご協議いただくと。あるいはその在り方についてこういうものであるというようなところでいただいたものを関係課や学校にお伝えして、それを実現を図っていくというような流れになって、これまでは進めてまいりました。

○委員長 拝野委員。

◆拝野健 委員 ありがとうございます。そうすると、我々、質問を結構、昔から皆さんやっています、古くは、かなりの議員がやっているんですけども、その中で質問した答弁の内容というのは、指導課中心に多分答弁考えたと思うんですけど、それは在り方検討会にどう反映され、在り方検討会で、また、議事録、私も頂いて読んだんですけども、どのように反映されているかってちょっとつかめなかったんで、説明していただいてもいいですか。

○委員長 指導課長。

◎増嶋広曜 指導課長 議会のご意見等を踏まえまして、例えば学校は区として今後の進め方をつくっていくとか、今の在り方、枠組みの中でそういったところを大事にしていくというようなところは意見を共有しているところでございます。

一方で、台東区として場所の確保というようなところは課題となっておりまして、そこについて委員の方の理解を求めると同時に、委員のほうからも一般スポーツ的なところも取り扱ってはどうかとか、サッカーについてやっていないけれども、やってはどうかとか、そういったところで踏まえて、陸上競技クラブ等については提案の上で、この決算年度につきましては、陸上クラブの活動を実施したというようなところであります。

○委員長 拝野委員。

◆拝野健 委員 じゃあ、質問された内容が在り方検討会の中でも共有されているということが分かりました。

それで、令和８年度以降、また内容も変わってきていて、令和９年からは全部活動、柏葉中でモデル実施をされて、その後、13年までにというふうな、結構タイトなスケジュールになってくると思います。その中で在り方検討会、今までは最大３回、会長が必要と認めれば開催されるということだと思うんですけど、この回数についてはどのようにお考えですか。

○委員長 指導課長。

◎増嶋広曜 指導課長 年間実施、開催いたします回数につきましては、これまでの台東区の部活動の地域連携、地域移行の在り方について進めていくには適当な回数であるというふうに認識をしております。

ただ、今後につきましては、９年度、10年度にモデル校で、今、委員ご指摘のように、全

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

部活動で土日の委託を進めることであるとか、様々、毎月のように課題が発生して、整理をしていく必要があると考えますので、在り方検討協議会につきましては、回数としては同じなんですけれども、そこに当たっての検討会であるとか、その課題の共有に当たっての庁内検討会というようなところは常々更新していった進めていくものと承知をしているところでございます。

○委員長 拝野委員。

◆拝野健 委員 私、柏葉中学校のすぐ近くに住んでいまして、やはり土日の部活の件で、使っていた、土日に使っていた部活動というか、運動サークルですかね、が押し出しという形で時間帯が変わったりだとか、また日中使っていたとある団体が使えなくなったりだとか、結局、いろいろなことがこれから発生してくるのが予想されるんですけども、そういったことの調整というのはどこがやられるようになるんですか。

○委員長 指導課長。

◎増嶋広曜 指導課長 今年度も在り方検討協議会の委員には当該の川口、柏葉中学校の校長を委員として委嘱したところでございまして、リアルタイムにその協議会にも意見を反映できるような形で人選というのは進めたところでございます。

ただ、繰り返しになりますけれども、学校で日々起きているそういった課題については、指導主事等が適宜派遣して聞き取りをする中で、学校と共に課題を解決していく、そういう姿勢でございます。

○委員長 拝野委員。

◆拝野健 委員 決めなければいけないこと山積しているんで、これ総括していきたいと思っているんですけども、やはり地域、それぞれの場所に区議会議員もいることですし、調整という部分では日頃から多分皆さんやっていたらっしゃることだと思うので、できれば、何ていうか、部活動が土日にやることが決まったのでという形で、今まであった活動が押し出される形をなるべく納得する形というのをやはりつくっていかないと、なかなか13年までにというのは厳しくなってくるんだらうなと思っております。それも踏まえて総括で、また改めて、進め方について確認させていただきたいと思います。以上です。

○委員長 高橋委員。

◆高橋えりか 委員 283ページ、16番、御徒町台東中学校大規模改修について伺います。

御徒町台東中学校の大規模改修に伴う部活動の活動場所についてです。令和9年9月からの大規模改修に伴い、旧柳北小学校へ移転する予定と伺っています。移転期間中は部活動、特に運動部の活動場所の確保が課題になると考えます。柳北スポーツプラザの活用が考えられますが、土日、祝日を中心に地域の方々の利用も多い施設であり、部活動に必要な場所と時間を十分に確保できるのかという懸念があります。ほかの学校や区有施設の活用も含め、移転期間中の部活動場所をどのように確保していくのか、教えてください。

○委員長 教育施設担当課長。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◎中島伸也 教育施設担当課長 お答えいたします。

義務教育における部活動は、学習指導要領上、教育課程外の活動とされつつ、学校教育の一環として重要であることは十分認識しております。

また、御徒町台東中学校の移転期間中、運動部の部活動や体育授業等で使用予定の柳北スポーツプラザは、区南部地域のスポーツ施設として、土日、祝日を中心に利用率が高い状況です。そのため、運動部の部活動場所確保につきましては、柳北スポーツプラザを中心に、他の学校や区有施設の利用を視野に入れながら、関係課と調整しながら進めてまいります。

○委員長 高橋委員。

◆高橋えりか 委員 はい、承知しました。柳北スポーツプラザを中心に、ほかの学校や区有施設の利用も視野に入れ、関係課と調整を進めていただけるとのことで、ありがたいと思います。

御徒町台東中学校は私の母校でもあり、生徒たちが部活動に打ち込める環境を大切にしたいと思っています。特にバレー部は全国大会にも出場しておりまして、その活動に魅力を感じて入学を決めるという生徒も多いと伺っています。地域の方々にとっても大切なスポーツ施設であることを踏まえ、双方の利用に配慮しながら、移転によって生徒の活動機会が大きく制限されることのないよう、活動場所と時間の確保に向けた調整を着実に進めていっていただきたいと思っています。

あわせて、ほかの施設を利用する場合には、移動時の安全や教職員の負担にも配慮して、教育委員会と関係課が連携して学校を支えていただくことを要望して、終わります。お願いします。

○委員長 ほかに、質問どうぞ。

中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 279ページ、中学校費全体なんですけれども、こどもNISAが2027年1月にNISA制度が始まります。以前、富永委員からも金融教育、お金の役割や使い方など、金融教育が重要だということを質問されておられましたけれども、NISAやiDeCoなどの金融教育は大切だと私も感じます。この後の社会教育費でもお伺いをいたしますので、中学生の金融教育プログラムにつきましては、幾つか教育長のほうにご提案をさせていただきたいので、続きは総括質問でさせていただきます。

○委員長 高森委員。

◆高森喜美子 委員 私は、283ページのチャレンジクラスの整備について伺います。

これもこの年度始めていただいた事業で、たまたま私のところに不登校の相談がありまして、そしてこの年度、このチャレンジクラスというのが始まるということで、上野中学校に進学されたんですが、そこで適切な指導をしていただいて、その後報告では、学校にまた通えるようになりましたという、親御さんからお話があったんで、よかったなというふうに思っていました。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

そこで、このチャレンジクラスの今の現状、どのぐらいの子がどんな勉強の仕方をしていて、そしてどんな成果が出ているのか、お知らせください。

○委員長 教育支援館長。

◎田中繁広 教育支援館長 今年度のということでございますので、今年度から不登校、所管になりました支援館のほうからお答えをさせていただきます。

現在、学びの様子につきましては、支援館や指導課による指導に加えて、管理職員より丁寧な指導もございまして、1人1台端末の活用がしっかり定着してきたかなといったこと、またT2、T3、2人目の教員、3人目の教員、こういったものが入りまして、複数の教員による指導体制も定着してきたかなというふうに見てとれております。

また、教室を状況に応じてカーテンで仕切るなど、環境の整備も進んでいるところでございまして、特に新1年生については、しっかりと登校しているという状況も見てとれるところでございます。以上です。

○委員長 高森委員。

◆高森喜美子 委員 何人ぐらいの方がこのチャレンジクラスにいるのかという質問に答えていないんですけど。

○委員長 教育支援館長。

◎田中繁広 教育支援館長 失礼いたしました。今年度、12名在籍しておるところでございます。

○委員長 高森委員。

◆高森喜美子 委員 非常に丁寧に対応して、子供たちの気持ちに寄り添った教育ができているから、そうした成果も出てきているんだなというふうに思っております。

今後、こうした丁寧なチャレンジクラスのようなことをほかの学校でも展開するということは考えているのでしょうか。

○委員長 教育支援館長。

◎田中繁広 教育支援館長 現在、チャレンジクラスがある上野中学校以外の、特に中学校におきましては、不登校対応巡回教員が各校回っているところでございます。上野中学校でのチャレンジクラスの取組、またそれぞれの学校のよい取組、こういったものを他校で広めるような巡回をしており、また、そこには支援館も毎月の連絡会に入って状況を把握し、また指導もしているところでございます。以上です。

○委員長 高森委員。

◆高森喜美子 委員 やはり中学校の不登校の子供の数というのがなかなか減っていかないなというふうに思っております。中学校の卒業式などに出ると、140人ぐらいの子供が卒業の日を迎えて巣立っていくんですが、そうすると、考えてみると、その数と同じだけの子が区内の中学校の不登校の子供の数になっちゃっているんですね。実際にそうやって目の前の子供の数と同じ数なんだなと思うと、その多さというのがすごく感じるわけです。そういう意味では、

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

この問題というのは、今、全国的に不登校の子供の数が減らない、むしろ毎年増えていくという状況にありまして、心配はするんですけども、一人一人、今、各学校を回ってということでしたが、何かほかにこうした一定の場所をちゃんとつくるというのも一つの方法だと思うんですが、さらなるそうした上野中学校の取組の延伸をほかの地域でもやれないもんかなというふうに思っていますので、一つ研究していただければなと思います。以上です。

○委員長 はい、要望で。

ほかにございますか。

以上をもって、本項についての審議を終了させていただきます。

○委員長 第4項校外施設費について、ご審議願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 以上をもって、本項についての審議を終了させていただきます。

○委員長 第5項幼稚園費について、ご審議願います。

富永委員。

◆富永龍司 委員 288ページの管理運営費でと思っています、すみません。

私、前に一般質問で園庭のひさし、サンシェード等々の設置を、話をさせていただきました。なるべく園と協力しながら進めていっていただけるという答弁だったんですけども、その後何か動きがあったら教えてください。

○委員長 教育施設担当課長。

◎中島伸也 教育施設担当課長 お答えいたします。

その後、要望等あった対応といたしましては、サンシェードの設置だとか、あとは簡易的なテントの設置などを行っております。

○委員長 富永委員。

◆富永龍司 委員 それは、ごめんなさい、要望があったということで、実際的にはまだ対応。

○委員長 教育施設担当課長。

◎中島伸也 教育施設担当課長 現地調査の上、建築基準法だったりとか、あとは外壁の強度とかの問題等ございますので、技術的なところを緩和してから取付けという形になります。

○委員長 富永委員。

◆富永龍司 委員 ありがとうございます。やはりこれ、質問のときはちょっと公立で聞いちゃったんですけども、公立の今、幼稚園、こども園、保育園等々含めて、特に幼稚園も夏の預かりというのが入ってきました。夏の預かりを見ていると、やはりどうしても暑いんで、水遊びなど、プールがやはり増えてきますよね。プールが増えてくると、子供が手足口病等々の感染症にかかるという確率が高くなって、かかってしまうと、やはり発熱になるとお休みしなければいけない。これ保育園とかもそうなんですけども、なかなかそういった問題があって、ど

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

うしても暑いんで表で遊べないとなると、どうしてもそちらが増えてくると、なかなか本当に難しいと思うんですよ。でも、やはり夏場でも思い切り遊べる環境というのは大切だと思います。これ、公立で聞いていますけど、本当は前に園庭のない保育園についても聞いたんです、質問して。やはり保育園なども公園に行くんですが、公園には日よけもないんで、砂場で遊ぶということが多いんですけど、やはり砂場ではすごく暑くて、多分遊べないと思っていて、そうすると、保育園など場所もないんで、園庭のない保育園は小さい簡易のプールでみんなが水遊びしているんですよ。そうすると、やはりうつる確率ってすごく高くて、正直言えば、私、孫がいつもいるんですけど、孫と週に二、三回、お風呂入っているんで、どうしてもそういうところ見て、ただ、子供同士、一緒に、じゃあ、孫がうつったからといって、親もたまになるんですけど、別々にお風呂に入れるわけじゃなくて、兄弟だってなかなかそういうところ難しいんですよ。でも、夏場にやはり遊べる環境というのはぜひとも整えていっていただきたいと思いますが、要望しておきます。

○委員長 続けてどうぞ。

◆富永龍司 委員 次が、隣のページ、289ページの田原幼稚園の大規模改修ですね、小学校も行われるんですが、田原幼稚園、今後改修、小学校とともに改修されていきます。ただ、田原幼稚園、今、いろいろなことで厳しい時期でございます。これは前石川議長も熱心にいろいろやっておられたというのは、私もよく分かっています。

今年度からか、専任の園長先生を配置していただきました。本当に区の中でもいい先生を配置していただいたということは大変感謝しております。それで、やはり前から、私も田原小のPTA会長のときから、どうしても小学校の先生というのが小学校優先で、兼任してもなかなか幼稚園のほうには手が回らないという現状はずっと見ていました。本当によろしくよくなったなど。それによって、今は保護者さんという関係が続いていて、なかなかいい形になっていると思うんですが、やはりこういった工事が始まっていくと、数年間、なかなか不便があると思いますんで、この辺は園の先生方、そしてPTAの方としっかり意見を取っていただきまして、変わらぬ環境をつくるというのは無理だとは思いますが、なるべく子供たちが変わらぬ環境の中で日々過ごせるように努めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長 教育施設担当課長。

◎中島伸也 教育施設担当課長 答えいたします。

教育委員会としましては、大規模改修が幼稚園の園児入園募集に影響していることは十分認識しております。また、大規模改修中に影響あることも十分認識しているところでございます。そのため、大規模改修につきましては、幼稚園エリアの改修時期や工事の進め方など、入園希望者等への説明や保護者会等で丁寧に情報提供を実施し、園や関係課と連携しながら慎重に進めてまいりたいと考えております。

○委員長 富永委員。

◆富永龍司 委員 本当にどうかよろしくお願いいたします。以上です。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 続けてどうぞ。

中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 290ページ、幼稚園給食について伺います。

保育ニーズが高まり、幼稚園は、私立も区立も入園児が減って、厳しい状況だと感じております。令和6年3月の次世代育成に関するニーズ調査でも、幼稚園はお弁当を作ることの負担があるという方が半数弱いて、その対応として、公立の幼稚園でもお弁当の給食が始まったものと理解をしておりますが、一方で、お弁当の導入当初は、保護者の中には自分の作ったお弁当で育てたいという意見も多くありまして、全員が利用されるという状況ではないのかなとも思っております。決算額が大幅に増加しているのは、この年度からお弁当給食を原則として毎日したことによるものだと思うんですけども、実際にお弁当を利用された保護者はどれくらいいたかを教えてください。

○委員長 学務課長。

◎仲田賢太郎 学務課長 決算額増の理由でございまして、ご指摘のとおりで、前年比700万円弱の増でございます。

お弁当を頼まれない方は、ご家庭の方針ですとか宗教上の理由、アレルギーなど、様々でございまして、7年度の弁当注文率は98.1%でございまして。

○委員長 中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 思っていたより多くの方が利用されていて、安心しました。保護者の負担軽減につながると思いますし、ご飯が別の容器で温かい状態で提供されていて好評だということも聞いておりますので、あとは安全にお弁当給食が利用できるということにも配慮してほしいなと思います。

小・中学校の給食では、毎月、献立がきちんとあり、保護者はアレルギー食材がないかを確認し、ある場合はその食材を除去した給食が提供されることが安心につながっています。幼稚園は学校給食法の給食ではないということは理解しているんですけども、多くの方が利用されるからには、お弁当給食でもある程度の安全への対応が必要だと思いますが、お弁当の給食に関するその辺りの対応というのがどのように行っておられますでしょうか。

○委員長 学務課長。

◎仲田賢太郎 学務課長 幼稚園のお弁当につきましても、月毎の献立は作成をしまして、園で周知を行っているところでございます。

また、お子さんが実物でどのようなものを召し上がっているかというのをご覧になりたいという方が大変多くて、お弁当の実物の写真を毎日、事業者のホームページに上げているという状況でございます。

アレルギーでございまして、主要9品目のアレルゲンを除去したアレルギーフリー食というものを提供しておりますが、特定の食材の除去は対応ができないので、その場合には弁当ご持参いただいているという状況でございまして。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 ありがとうございます。対応につきまして、理解いたしました。

幼稚園は食育や小学校との触れ合いの給食など、食に関する魅力がたくさんあります。その強みを生かしながら、今後も園児の獲得に努めていただきますよう、よろしくお願いいたします。

○委員長 ほかにございませんか。

(発言する者なし)

○委員長 以上をもって、本項についての審議を終了させていただきます。

○委員長 第6項児童保育費について、ご審議願います。

松尾委員。

◆松尾伸子 委員 297ページ、児童館管理運営の中で伺います。

その年度で、児童館の事業を館外で、館内ではなくて、館外施設をお借りして、活用して活動している事業があると伺っておりますが、そのことについての実施状況を教えてください。

○委員長 児童・青少年育成課長。

◎穴澤清美 児童・青少年育成課長 お答えいたします。

児童館では、館内での事業に加え、区民館を活用した館外事業として、出前幼児タイムを実施しております。当事業は、乳幼児、その保護者の方がより身近な場所で気軽に参加し、交流できる機会を提供するものでございます。

具体的な実施状況でございますが、令和7年度におきましては、千束児童館では金杉区民館下谷分館、台東児童館では浅草橋区民館において、長期休業期間を除く毎週木曜日に、リズム遊びですとかアスレチック遊びなど、様々なプログラムを実施しております。

参加状況につきましては、令和7年度においては、2館合わせて71回実施し、延べ1,691人の方にご利用いただいております。

○委員長 松尾委員。

◆松尾伸子 委員 この出前の幼児タイムについてですけれども、乳幼児の親御さん、子供さんにとって、身近な場所で交流できる、また相談が気軽にできるということは、孤立を防ぐ意味でも大変重要な事業であるというふうに思っておりますが、児童館2館でやっていらっしゃるということですね。それ以外の児童館でも実施を拡大することはできないでしょうか。

○委員長 児童・青少年育成課長。

◎穴澤清美 児童・青少年育成課長 出前幼児タイムにつきましては、委員ご指摘のとおり、乳幼児親子が身近な場所で交流できる機会を設けるとともに、気軽に集い、交流や相談できる場として大切な役割を果たしていると認識しております。

実施館の拡大につきましては、現在の実施状況や参加者の声を踏まえつつ、児童館を管理している社会福祉事業団と実施体制や会場の確保、事業の進め方などについて協議、検討してま

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

います。

今後とも子育て家庭が身近な地域で安心して過ごせるよう、児童館事業の充実に努めてまいりたいと考えております。

○委員長 松尾委員。

◆松尾伸子 委員 一方で、小学生の居場所、特に夏休みの居場所について、現状を教えてください。

○委員長 児童・青少年育成課長。

◎穴澤清美 児童・青少年育成課長 夏休み期間における小学生の居場所につきましては、学校や児童館、公園、図書館などがございます。そのほか、動物園や博物館なども居場所となり得ると考えております。児童・青少年育成課といたしましては、学校で実施している放課後子供教室及び児童館を管理しており、遊びの提供や夏休みならではの行事、イベントを実施しております。

利用状況につきましては、令和7年度の夏休み期間においては、放課後子供教室は延べ2万186人、児童館は延べ2万3,340人の小学生にご利用いただいております。

区といたしましては、引き続き夏休みを含めた長期休業中における子供たちの安全安心な居場所の確保に努めてまいります。

○委員長 松尾委員。

◆松尾伸子 委員 先ほど富永委員もおっしゃっていましたが、酷暑の中での子供たちの居場所ということについては、様々な居場所がやはり可能性と必要だなというふうに私自身も思っておりますので、そのことについて総括したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長 村上委員。

◆村上浩一郎 委員 そういふのからはいろいろと事業も拡大ということでしたけど、私としては、今、やはり家庭の形態が大分変わってきているのかなと思っておりますので、この開館日の拡大といいますか、日曜日の開館等を踏まえて、ここはどのようにお考えなのか、教えてくださいませんか。

○委員長 児童・青少年育成課長。

◎穴澤清美 児童・青少年育成課長 かつて児童館では日曜日開放を行ってございました。指定管理者である社会福祉事業団の自主事業として、児童館全8館におきまして、第2日曜日を除く毎週日曜日に施設を開放しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて休止いたしました。その後は、児童館では谷中まつりや浅草橋紅白マロニエまつりでの協働など、ほかの日曜日を含めた地域連携事業の充実に図っており、日曜開館の実施については、必要な人員の確保が困難であることから、現在も中止となっております。

区といたしましては、事業団と協議を重ねているところであり、今後も実施の可否を含めて、慎重に検討してまいりたいと考えております。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 村上委員。

◆村上浩一郎 委員 はい、分かりました。区も事業団さんも本当にでき得る限りのことはしていただいているなということは感じさせていただきましたが、この点もうちょっと深掘りしたいので、総括をさせていただきます。よろしくお願いします。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 保育委託、291ページの保育委託です。

先ほど早川委員から子ども・子育て支援新制度になって10年というのがありましたけれども、保育委託費が、基本的にはこれは保護者への現金支給、ただ、代理受領として保育所が受け取るという、その金額が62億というふうにあるわけです。

もう一つ、資料を私、要求したのが資料31です。株式会社が運営する区内の認可保育園の前期未払い、前期末の支払い資金残高と取崩し額、あと保育委託費の推移というので出しました。これちょっと3ページ目見ていただきたいんですけども、合計でこの3年間で102億というふうに、保育委託費が102億、株式会社の保育所に出ていて、前期末の未払い資金、これは純剰余金です。純剰余金が23億。そしてその取崩し額というのは、これは流用ですね。つまり、この園ではなくて外に使うお金ですね、これ、取り崩しているわけですから。ていうのが11億と。こういう数字が出ています。これ年度ごとに見ますと、取崩し額が右側ですけども、2億5,000、3億3,000、5億3,000と、8.7%、9.4%、14%、これは保育委託費に対する割合ですけども、ぐんぐん伸びているということです。この3年間合計で言いますと、保育委託費の22%、これが純利益になって、そのうちの48%、約半分が流用、区外に流出していると。区外に単純には言えないんですけども、その可能性が高いということです。

ですから、先ほど早川委員のところからもありましたけれども、保育委託費、これは子ども・子育て支援新制度の最大の支出です。このうち37億、ごめんなさい、37億ですね。これがこの年度、決算年度は株式会社に行っていると、社会福祉法人ではなくてね。つまり、半分どころじゃない、6割以上行っていると。しかも、そのうちの約1割、11%が流用に行っていると。純利益っていったら、こんな22%の純利益って、富永さんね、こんなおいしい仕事ないですよ。おそば屋さん、何十軒も出せますよ、これ、22%の利益。

こういうところというのが、大体保育委託費の4分の1が台東区の一般財源ですから、これでは、取崩し額の、つまり流用された額の3億円程度が台東区外に流出している可能性がある。ほぼ流出していると見て大丈夫ですよ。そういう点では、この取り崩したお金というのは、一体、どこに幾ら使われているかというのは明らかになってんですか。

○委員長 保育課長。

◎村松有希 保育課長 前年度の保育所運営に係る収支を終えた時点で、翌年度に繰り越される資金残高は、国が定める一定の要件の下、保育所の運営等に活用することが認められています。法人から協議書を提出されておりまして、取崩しの目的と金額は把握しております。主に法人本部における人件費や事務費など、法人全体の運営に係る経費に充てられております。こ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

れらは法人としての管理運営体制を維持するために必要な経費で、そのほかにも同一設置者が運営する保育所の運営に関する経費や新たな施設の開設に伴う経費としても充てられていることを確認しております。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 こういうお金が、いわゆるこの間、認可保育園が保育業界の大手に席卷されている資金力の大本になっていることはもう間違いのないわけですね。私、以前もやっているように、株主配当にも充てられていると、役員配当に充てられているという実態もあるんですね。

そういう点では、私、例えば区内で一番老舗の康保会保育園、これは本当に台東区の子供たちのために歴史的に本当に頑張ってくれている、一つは指定管理も乳児保育園でやっていただいているところですけど、この公開している令和7年度の決算見ますと、収入のほうは13億ですよ。それで純利益は2,600万ですよ、2,600万。このほとんどを積立金にしています。これは設備投資とか、こういうのが次に必要ですから。だから、そういう点では、ぎりぎりの運営じゃないですか。これは保育園の保育士の人件費率、この康保会保育園見ると77%ですよ。だけれど、この株式会社がやっているのというのは、もちろん皆さんご存じのとおり、4割台から5割いかない保育園、保育士への人件費です。ですから、そういう点では何か間違っていないかと、この3億円、台東区の一般財源あったら、これを本当に保育士の給料の値上げに上げれば、大体5万から6万って言われている全産業平均の賃金に近づく、同じだけの賃金になりますよ。

私は今の、もちろんこれ区でどうしようもないんだけど、私はやはり今、この保育委託料が区外に流出している事態というのを台東区はどう捉えているのかと、これについてはどうにもならないというふうに言いながらも、ぜひ見解いただきたいと思います。

○委員長 保育課長。

◎村松有希 保育課長 まず、前提としまして、人件費のお話なんですけれども、東京都のホームページで株式会社含めた保育園の各保育所の人件費の割合というものを公表されておまして、先ほど秋間委員のほうから5割に満たないとか、そういうお話ありましたが、6割を超えて確保していらっしゃる施設もあるということを申し添えさせていただいた上で、今のご質問に対するご答弁といたしましては、法人全体の運営が安定することで、職員の確保や施設の維持など、各保育所を継続して運営するための基盤となっていくもので、直接当該園に充てられない場合であっても、結果として当該園の安定した保育の継続につながるものというふうに考えてございます。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 見解が大きく異なりますね、それは。やはり、先ほど多分平均でしょう、6割というのは。社会福祉法人も入れてでしょう。株式会社だけですか。

○委員長 保育課長。

◎村松有希 保育課長 園ごとのものが示されておりますので、全部の平均というのではなく

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

て、会社ごとの平均というふうにございます。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 株式会社ですか。

○委員長 保育課長。

◎村松有希 保育課長 株式会社にもそういった園がございます。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 だから、これはそういう園もあるかもしれないですけど、少なくともこの純利益の率を見たら、まともに人件費など出していないですよ、そんな。だって、まともにやったら、康保会と同じように、それは2%、逆に言ったら1%台、そのぐらいの保育園のが健全なんですよ、これは。だから、保育産業になっている、完全に。それにほとんど多くの、今、台東区の認可の株式会社の園が席卷されている、あとそれが今度は小規模保育所とか、あるいは今はこどもクラブ、こんなところにまで手出しているという、私は、そうであるなら、やはり区外に流出するお金ではなくて、区内にとどめおくお金にしたら、区内の雇用、保育士の給料の賃上げ、このようなものに回せるというところで、やはりこの子ども・子育て支援新制度でこの株式会社の参入を認め、株主配当も認め、こういうやり方というのがここまでゆがめたのかと、少なくとも10億円を超えるようなお金が区外に流出しているということでもあります。もちろんそれが再生産されてという考え方は一定ありますよ。だけれども、これ本部経費にほとんど回っているというのが、この間も実態で、これは、さらに私は情報公開を求めれば明らかになることですから、これをやっていきたいというふうに思います。

あともう一つが、297ページの児童館運営。先ほど村上委員からありました。村上委員の最後の質問ですけれども、日曜開館ですね。これはもう何としてもやっていただきたいというふうに思います。別に、私、社会福祉事業団の民生費のところで社会福祉事業団への思いを語りました。どんどんこどもクラブから撤退をする、そのような流れであって、全体とすりゃモチベーション下げてきたと、児童福祉分野でも、そういう指摘もしました。それはやはり一緒にやろうじゃないかと、子供たちのためにというのがどんどんそがれてきたというのが、私はあると思うんですね。

そういう点では、先ほど延べ5万人の夏休みの需要があるわけでしょう。先ほどあった児童館だとか放課後子供教室だったかな、その夏休みの居場所の5万の規模を考えれば、何としまして日曜開館は事業団にやってほしいけれど、でも、事業団が駄目ならほかのところだっていいですよ。やはりこれは事業団に期待したいけれども、やる気がないんなら、それはやらしてもらおうという立場に立てば、それは人なんて集められますよ、絶対に。やる気の問題だと私は思いますね。だって、これだけ民間のこどもクラブが、それこそ先ほどの剰余金で投資されているかもしれないけれども、あるんだから。子供たちのために日曜開館、コロナの後やらなくなってしまったけれども、これはやはりやって、本当に今、安全安心な子供たちの居場所を休みの日も確保していただきたいということは申し上げておいた上で、浅草橋の地域なんですよ。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

これ何とか浅草橋の地域に児童館の増設をしていただきたいんですが、この間、民間の株式会社のぽこぽこをつくっていますけど、別にそれ否定しません、こどもクラブ。だけれども、児童館がきちんと一つあれば、局面変わると思うんですが、その辺いかがなんでしょうか。

○委員長 児童・青少年育成課長。

◎穴澤清美 児童・青少年育成課長 ご質問いただきました南部地域につきましては、寿児童館及び台東児童館がございますが、特に寿児童館においては、時間帯において混雑する場合があります。区としても認識しております。こうした状況に対して、寿児童館では南部地域、年齢や活動内容に応じて、部屋を使い分けるなどの工夫を重ねております。入館人数を制限することなく、現在運営しているところでございます。

こうしたことから、区といたしましては、現時点で児童館を増設することは考えておりません。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 今、もちろんこどもクラブと児童館は全く性格が違うものです。ただ、この297ページのアスク浅草橋こどもクラブ以下のこどもクラブ、松が谷のもあるんで、一概には言えないんですけど、あと先ほどの寿こどもクラブの第1、第2、2つ、こどもクラブ預かるわけで、そういう点ではその本当に混雑ぶりから考えたら、ここに一つ、やはりきちんと南にもう一つ、蔵前橋から南につくるといふというのが、あるいは南にできなくても、前後につくるといふところというのは本当に大事だなと。これで子供の長期休業中や、あるいは放課後の居場所というのは本当に大きく変わってくるといふふうに思います。そういう点では、強くこれについても要望しておきたいということで、この問題終わります。

○委員長 ほかないですね。

(発言する者なし)

○委員長 以上をもって、本項についての審議を終了させていただきます。

○委員長 第7項こども園費について、ご審議願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 以上をもって、本項についての審議を終了させていただきます。

○委員長 第8項社会教育費について、ご審議願います。

大貫委員。

◆大貫はなこ 委員 社会教育費、3問お伺いいたします。

まず、307ページの台東区民カレッジについて伺います。

以前、一般質問でも学習機会の提供とともに、学んだことをその後の活動につなげていく支援の重要性について取り上げました。台東区民カレッジでは、地域活動の体験に加え、受講後の自主活動への支援も行われていますが、実際に講座をきっかけとして受講者同士で学びを続

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

けたり、グループをつくったり、どのような活動につながっているのでしょうか。決算年度の状況を教えてください。

○委員長 生涯学習課長。

◎吉江司 生涯学習課長 区民カレッジでは、趣味などを生かし、地域活動に参画するきっかけをつくる地域活動参画型の講座を実施しております。本講座では、演劇と茶道の2つのテーマの講座を実施しまして、講座後には受講生による自主的な活動を行う団体が発足しまして、放課後子供教室における演劇活動や浅草文化観光センターで外国人観光客向けの茶道体験イベントを開催するなど、継続的な地域活動につながっております。

今後も講座の実施を通じて、受講生が主体的に地域活動に取り組んでいけるよう支援してまいりたいと考えております。

○委員長 大貫委員。

◆大貫はなこ 委員 はい、承知いたしました。これからは区民が余暇をどう過ごせるか、仕事や家庭以外にどのような人との接点を持てるかということも行政運営において重要になると思います。共通の関心から違う世代の人とも無理なく関われる場が地域にあることは大きな意義があると思いますし、台東区民カレッジがそうした緩やかなつながりの入り口にもなるよう取り組んでいただきたいと要望いたします。

○委員長 続けてどうぞ。

◆大貫はなこ 委員 続きまして、308ページの図書館管理運営につきまして、地域の出版、読書文化の担い手との連携について伺います。

以前、文字・活字文化の推進について一般質問をしまして、図書館と地域の書店との連携について伺いました。毎年夏に産業貿易センター台東館で区内の出版レーベルが主催して、出版社や書店などが参加する本のイベントが開催されています。会場では編集者や著者が読者と直接言葉を交わし、本の魅力や制作への思いを伝えるなど、大変にぎやかな交流が生まれています。私が以前勤めていた出版社も毎年出展をしているのですが、出版社同士が会社の垣根を越えて交流する場にもなっています。また、区内の出版社がショウコウ期間限定で書店として開放し、著者や社員による選書の紹介や地域の店舗と連携した企画を行うなど、まちに開かれた取組も生まれています。

こうした動きもある中で、区立図書館では、現在、区内の出版社や書店と日頃、どのような接点を持ち、連携を行っているのでしょうか。決算年度の取組を教えてください。

○委員長 中央図書館長。

◎村上訓子 中央図書館長 千代田区の図書館では、地元の古書店連盟と図書館が連携した展示を行うなど、図書館と書店などの連携事例については把握をしているところです。

台東区では地元の書店組合からも図書と雑誌の一部を購入しており、区内事業者の受注機会の拡大に努めているとともに、情報交換も図っているところです。

○委員長 大貫委員。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◆大貫はなこ 委員 現状につきまして、承知いたしました。台東区には出版社や書店など、本を作り、届ける仕事に携わる方が多くいらっしゃいます。こうした専門性やネットワークは本区ならではの文化資源の一つだと考えます。図書館がこうした地域の担い手と広く連携して、出版社や書店と協力した展示や選書企画、編集者や著者による講座などを通じて、区民が多様な本に親しむだけでなく、本がどのように作られ、届けられているのか、その仕事や文化にも触れられる機会を広げていくことについて、どのようにお考えでしょうか。

○委員長 中央図書館長。

◎村上訓子 中央図書館長 例えばテーマにより図書館に関する意見交換会に出席をしていただいたりして情報交換を図るなど、出版社や書店との連携につきましては、他自治体の動向を見ながら研究をしてまいりたいと思います。

○委員長 大貫委員。

◆大貫はなこ 委員 文部科学省も全国の実践事例をまとめて、図書館と書店、出版社などとの連携を促進しています。まずは区内の出版社や書店との情報交換から連携を進めていただけるよう要望いたします。

○委員長 続けてどうぞ。

◆大貫はなこ 委員 続きまして、311ページの電子図書サービスについて伺います。

導入に当たっては、障害の有無にかかわらず、誰もが本や情報にアクセスできる読書環境の整備を目的に掲げていました。視覚に障害のある方、活字を読むことが難しい方、外出や来館が困難な方の読書機会の拡大について、どのような成果と課題を把握されていますか。

○委員長 中央図書館長。

◎村上訓子 中央図書館長 令和7年7月に導入した台東電子図書館は、24時間いつでも利用できるサービスであるため、これまで図書館に来館することが難しかった方でもサービスを利用することができます。また、文字の拡大や音声読み上げ機能等も備えておりますので、障害のある方や高齢の方、紙資料の読書が困難な方に対しても、読書機会の充実や利便性の向上を図り、多くの方に利用をいただいているところです。

一方で、課題といたしましては、紙の資料と比べて1コンテンツ当たりの費用が高く、有効期限や貸出上限回数があるため、継続には再度購入をする必要があり、費用がかさむ点、それから購入ができるコンテンツの種類にも限りがある点がございます。これらに対しては、丁寧な選書を心がけてまいります。

○委員長 大貫委員。

◆大貫はなこ 委員 はい、承知いたしました。当事者の声を踏まえて、登録や操作も含めた利用支援を充実していただけることを要望いたします。

読書バリアフリーにつきましては、先ほど申し上げた学校図書館の取組と併せて、総括で伺います。以上です。

○委員長 田中委員。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◆田中宏篤 委員 私からは1点、短く、309ページの図書館の図書、資料整備について、1点お伺いします。

図書館で所蔵されている資料で、郷土資料等々もあるんですけど、貴重資料ってあると思うんですよ、和本だとか古地図、絵図、浮世絵等々、様々なものがありますが、これら、郷土資料には特別取扱いという手続があって、持ち出しだとか閲覧とか、いろいろ規定があったんですけれども、これ貴重資料においても対象になるのかどうか、まず確認させてください。

○委員長 中央図書館長。

◎村上訓子 中央図書館長 中央図書館で所有をしております貴重資料含みます郷土資料は、原則貸出しを禁止としております。

○委員長 田中委員。

◆田中宏篤 委員 はい、分かりました。原則貸出禁止というのは認識しているんですけど、その貴重資料の、何でしたか、特別取扱いって手続があったと思っていて、ちょっとその部分に関して聞いたんですけど、簡単に自分のほうで1件だけ、中央図書館で管理している貴重資料のほかに、芸術文化財団等で管理している各施設の所蔵品など、台東区において文化品というのはたくさんあると思っています。文化財というのは、やはり人の目に触れて初めてその価値を発揮するものというふうに私自身も考えておりまして、文化観光特別委員会で議論もあったんですけれども、取扱いについて非常に慎重になるのはすごく理解はしているんですけども、ただ、外に出すような機会があってもよいのかなという部分も合わせて同時に考えています。もちろん要件認定とか、要件設定とかいうのはしっかりと行わなくてはならないとは思いますが、そういった部分についてちょっと方法等を研究していただいて、基準の再考等々、いろいろやり方はあるとは思いますが、もうこれは出しちゃ駄目なんだというところを決めつけずに、どういう趣旨を持って、どういう意図を持ってというところを整理して、そこは検討して、研究していただいて、何か方法を模索していただくよう、要望だけしておきます。

私からは以上です。

○委員長 ほかに。

中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 304ページ、台東学びの広場についてです。

先ほど中学校費でもNISAやiDeCoなどの金融教育が大切ということをお伝えしました。台東学びの広場では、各種の講座を実施していると思いますが、その中で大人向けの金融教育の講座を実施した実績と今後の予定について教えてください。

○委員長 生涯学習課長。

◎吉江司 生涯学習課長 中嶋委員ご指摘の金融教育につきましては、金融リテラシーとしてお金に関する知識や適切な判断力を養うために重要であると認識をしております。

台東学びの広場では、令和5年度は、働く世代のための資産運用としてNISAやiDeC

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○などの基礎について学ぶ講座を全3回実施したところです。令和6年度及び令和7年度につきましては、講師の都合が合わず、金融教育に関する講座は実施しませんでした。令和8年度、今年度につきましては、資産形成をテーマにNISAやiDeCoの基礎知識や金融トラブルの事例について学ぶ、学習する講座を実施する予定でございます。

今後もアンケート結果や実施状況などを踏まえつつ、講座内容の工夫を図りながら、区民ニーズに沿った講座を提供できるよう努めてまいりたいと考えております。

○委員長 中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 ありがとうございます。子供向けはもちろん重要ですが、大人向けの金融教育につきましても、引き続きよろしくお願いいたします。

それから、307ページ、台東区民カレッジについても伺います。

先日、ITボランティア虹の会で、高齢者向けのパソコン、スマホの個別相談を開催しておりますということを2日目の情報政策の推進のところでもお伝えさせていただきました。台東区民カレッジにおいて、生涯学習情報コーナー、生涯学習相談の取組をしていると思うんですけども、虹の会のようなボランティア団体というのは、多く団体があると思うんですけども、そのような団体の紹介や連携などをしてほしいと思っているんですけども、その辺りはいかがでしょうか。

○委員長 生涯学習課長。

◎吉江司 生涯学習課長 これまでITボランティア虹の会様との連携につきましては、生涯学習センター1階の情報コーナーにおいて、当該団体の活動情報を紹介するチラシやポスター等の掲示を行ってまいりました。またあわせて、生涯学習課が実施しますスマホ講座やパソコン講座におきましても、虹の会様が主催する相談会のチラシを配布しているところです。そのほか、スマートフォンのことを学びたいといった区民の方々からの相談があった際には、必要に応じて虹の会を紹介するなど、連携を図っているところです。現在、センターの改修工事により、情報コーナーを一時的にセンター5階に移設しておりますが、今年度、虹の会が主催する相談会のポスターについても掲示しているところです。そのほか、そういった同じような団体につきましても、同じような方式でいろいろご紹介等をしているところでございます。

今後も連携を図りながら、団体に寄り添った支援に努めてまいりたいと考えております。

○委員長 中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 ありがとうございます。生涯学習センターの1階の交流スペースも個人利用、団体利用も可能ということで、さらに使いやすいスペースになると思います。

紹介や連携についても引き続きの支援をいただけますよう、引き続きよろしくお願いいたします。

○委員長 以上でよろしいですか。

(発言する者なし)

○委員長 以上をもって、本項についての審議を終了させていただきます。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 第9項社会体育費について、ご審議願います。

太田委員。

◆太田雅久 委員 総務管理費で墨田区との修繕の話を質問させていただきました。ここでは主にスポーツということですので、質問させていただきます。ほかにも、例えば文化、観光、芸術、音楽とか、いろいろな形で交流が図れるのかなと思っておりますけれども、一つスポーツに関して、ここにも5つの、ごめんなさい、ページ数が315ページ、剣道ほか4種目というように書いてありますけど、これ日頃、このスポーツ交流って親善スポーツ大会というふうに行っているということですが、サッカーやテニス、あとほかに剣道、全部で5種目というのは何があるのか教えていただきたいのと、また来年度、50周年にかけて、冠事業とすることの何か新しい種目で記念大会ができないかというのを、今の時点でどうお考えなのか、お聞かせください。

○委員長 スポーツ振興課長。

◎榎本賢 スポーツ振興課長 答えいたします。

こちらに記載の5種目につきましては、剣道、アーチェリー、サッカー、テニス、ソフトテニスの5種目でございます。

現時点で来年50周年に向けまして、そういった大会を計画しているかといったことを各競技団体のほうに確認しておりますが、今現在では特にそういったお話は伺ってございません。

○委員長 太田委員。

◆太田雅久 委員 これからいろいろ手を挙げるところもあると思うので、ぜひできる限りそういう冠の大会にしてあげればなというふうに思っているんですけども、実は30年前ぐらいになりますけど、実際、私も出たんですけど、墨田台東交流駅伝大会というのがあって、白鬚橋から吾妻橋まで1周5キロのコースを4人で走るという、そういう大会があったんですよ。物すごい盛り上がった、もう走れないけどね。だけど、中にはぜひやってほしいという話もいろいろ聞いておりまして、可能かどうかも含めて、検討していただきたいと思いますが、どうでしょう。

○委員長 スポーツ振興課長。

◎榎本賢 スポーツ振興課長 過去に、今、委員お話がありましたとおり、駅伝大会といったことをやっていたときのお話を聞きましたところ、参加チーム数の減ですとか、あと周回コースの安全上に課題がありまして、中止になったと伺ってございます。

改めて、50周年を迎えるに当たりまして、本区のスポーツ協会、また墨田区とも競技種目をはじめ、どのような形で実施できるか、相談していきたいというふうに考えております。

○委員長 太田委員。

◆太田雅久 委員 議題じゃなくて、どうやったらできるかなというのを考えてもらえればなと思ったので、全部含めて総括で言いたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長 望月委員。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◆望月元美 委員 314ページ、5番、区民体育祭のところでお伺いいたします。

こちらに大会運営委託料等とございますが、こちらは例えば区民体育祭を行った場合の大会の審判や医療従事者への報酬などが含まれていると思いますが、区がこの大会運営に関わる審判員ですとか医療従事者に支払われる具体的な報酬額というのは把握しているものなのでしょうか。

○委員長 スポーツ振興課長。

◎榎本賢 スポーツ振興課長 区民体育祭の実施に当たりましては、初めに区から台東区スポーツ協会に委託料を支出いたします。その後に、台東区スポーツ協会から各競技団体へ大会運営費のほうを支出しておりまして、各競技団体ごとに区民体育祭に向けまして、スタッフの体制ですとか人数、また報酬額等を設定してございます。このため、区では審判員ですとか医療従事者などの個別のスタッフの報酬額までは把握しておりません。

○委員長 望月委員。

◆望月元美 委員 昨今、物価や人件費の高騰で各競技団体からやはり区民体育祭の大会運営が厳しくなっているというお声を聞いております。ぜひ円滑に大会運営が行われるように、その大会運営費の見直しを検討してほしいと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○委員長 スポーツ振興課長。

◎榎本賢 スポーツ振興課長 各競技団体からは、区民体育祭だけでなく、東京都スポーツ大会の代表選手の派遣など、ほかの大会運営につきましても、様々なご要望をいただいているところでございます。ほかの事業を含めまして、その事業内容ですとか実績を考慮しながら、対応を検討していきたいというふうに考えております。

○委員長 望月委員。

◆望月元美 委員 ぜひよろしく願いいたします。

もう1点、318ページの1番、リバーサイドスポーツセンターのところでお伺いいたします。

リバーサイドスポーツセンターの体育館には、去年の夏より熱中症対策として、冷凍庫と保冷剤を準備していることは評価しております。ただ、捻挫や打撲などのけがをしたときの応急処置として、凍傷になるおそれもあり、安全性や効果を考えると、保冷剤よりも氷のほうがいいのではないかと考えております。

そこで、製氷器の設置などを検討してほしいと思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○委員長 スポーツ振興課長。

◎榎本賢 スポーツ振興課長 去年の夏より、リバーサイドスポーツセンターの体育館のほか、各体育施設に冷凍庫とアイスパックのほうを配備してございます。

氷につきましては、まずは応急処置として、氷を袋詰めしたものを今あります冷凍庫内に配備したいというふうに考えてございます。製氷器の導入につきましては、その後の氷の使用状況などを踏まえながら考えていきたいと考えております。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 望月委員。

◆望月元美 委員 ぜひその設置に向けても検討をよろしくお願いします。

○委員長 ほかに。

高橋委員。

◆高橋えりか 委員 317ページの初心者スポーツ教室について伺います。

日頃スポーツをする機会が少ない方や新たな競技を始めたい方にとって、初心者向けの教室は気軽にスポーツに親しむために大切な入り口だと考えます。私自身もアーチェリーを体験したいなと思って、何度か電話で申し込もうとしたんですが、その都度満員でキャンセル待ちとなり、参加はかなっていません。ほかの種目でも抽せんになるなど、参加したくても参加できない区民の方がたくさんいらっしゃると思います。こうした参加希望に応えられるよう、定員や開催回数を増やすなど、参加枠の拡充を図れないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長 スポーツ振興課長。

◎榎本賢 スポーツ振興課長 初心者スポーツ教室につきましては、教室を行います日数や場所の問題のほか、運営を担っていただきます協会が、競技団体への協力も必要となってきます。今後、体育館側のほうと協会側のほうとも相談していきたいというふうに考えております。

○委員長 高橋委員。

◆高橋えりか 委員 はい、承知しました。教室の実施には台東区の文化財団や各競技団体、協会との調整が必要であって、区だけで判断はできないということは承知しました。

その上で、スポーツを始めたいという区民の意欲を実際の参加につなげていくことが大切だと思います。団体や、関係団体と連携して、定員や開催回数の拡充など、より多くの希望者が参加できるよう、今後の対応を検討していただくことを要望して、終わります。

○委員長 高森委員。

◆高森喜美子 委員 やはり同じ初心者スポーツ教室の小・中学生のフェンシングの教室のことで伺います。

松山選手がこの教室の中心になってやっただいていてということで、大変参加者も多いですし、それからさすがにやはり一流の方が指導するというのは、子供たちにとっては、それはもう素晴らしいことで、この取組はぜひ今後もずっと続けていっていただきたいなと思ってはいるんですが、このフェンシング教室に関して、現状と、課題があれば課題、あるいは今後の取組について考えていることがあれば教えてください。

○委員長 スポーツ振興課長。

◎榎本賢 スポーツ振興課長 昨年度より松山選手のご協力いただきながら実施しておりますフェンシング教室ですが、委員お話のとおり、多くの子供たちからお申し込みいただいております。今年度につきましては、より多くの、さらにより多くの子供たちが参加できますように、前期と後期の2回に分かれまして、教室を実施しているところでございます。

また、現役のトップアスリートらによります教室形式で、かつ継続的かつ直接指導が受けら

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

れることというのはとても子供たちにとっては貴重な経験となりますので、松山選手が、2年後のロサンゼルス・オリンピックに向けてお忙しいというふうに聞いておりますので、引き続きまた来年度も何とか本教室が実施できるように、関係しています競技団体ですとか、また松山家のご家族様とも実施に向けて相談していきたいというふうに考えております。

○委員長 高森委員。

◆高森喜美子 委員 本当に松山選手、このたびのアジア大会でもいい成績を残されまして、しかも、自分も子供の頃にフェンシングを台東区で習ったと、そういう経験も基に自分自身も教えたいという、そうしたお気持ちが大変強くて、そういう意味ではそういう方がいていただいて、すばらしいなというふうに思っております。

ぜひそうした取組、よりよい形で進展していけるように、選手自身とのコミュニケーションもそうですし、環境の整備についても進めていただければなと思っておりますので、以上です。

○委員長 よろしいですね。

(発言する者なし)

○委員長 以上をもって、本項についての審議を終了させていただきます。

第8款教育費について、審議を終了いたしましたので、本款について仮決定いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 ご異議ありませんので、本款については、仮決定いたしました。

理事者が席を交代いたしますので、少々お待ちください。

(理事者、席を交代)

○委員長 第9款諸支出金について、ご審議願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 以上をもって、本款についての審議を終了させていただきます。

本款について仮決定いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 ご異議ありませんので、本款については、仮決定いたしました。

○委員長 第10款予備費について、ご審議願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 以上をもって、本款についての審議を終了させていただきます。

本款について仮決定いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 ご異議ありませんので、本款については、仮決定いたしました。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 以上で歳出全部の審議を終了いたしましたので、歳出について、仮決定いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 ご異議ありませんので、歳出については、仮決定いたしました。

○委員長 これから特別会計の審議に入りますが、審議方法については、各特別会計ごとに歳入歳出を一括して審議、仮決定することで既にご了承いただいておりますので、よろしくお願いいたします。

令和7年度東京都台東区国民健康保険事業会計歳入歳出決算について、ご審議願います。

国民健康保険ありますね。

松村委員。

◆松村智成 委員 成果説明書330ページ、国民健康保険事業会計の歳入全般に関して伺いたいと思います。

私はこれまでも再三にわたり、外国人の国保加入と未納の問題を指摘してまいりました。改めて決算年度の歳入の状況として確認したいと思います。現在、本区の国民健康保険に加入している外国人の人数と世帯数及び全体の被保険者に占める割合を教えてください。

また、日本人世帯と世帯主が外国人の世帯について、それぞれの滞納世帯の割合、滞納率ですね、はどうなっているか、教えてください。

○委員長 国民健康保険課長。

◎松上研治 国民健康保険課長 お答えいたします。

まず、国保加入世帯数に占める外国人世帯等の割合でございますけれども、令和7年度末時点で外国人の被保険者数は8,659人、世帯数は7,628世帯となっています。国民健康保険全体の被保険者数に占める外国人の割合は20.87%となっております。

次に、日本人、外国人世帯の滞納率でございます。日本人世帯の滞納率は、令和7年度賦課された世帯ですと18.39%、世帯主が外国人の世帯の滞納率は20.66%となっております。

○委員長 松村委員。

◆松村智成 委員 ありがとうございます。以前お聞きしたときは、実は外国人世帯の滞納率が約27%までありまして、現在20.66%まで改善し、日本人世帯との差が大きい水準に収まっていることはよく分かりました。これは関係部署の皆様の並々ならぬ努力があったのだと推察し、深く敬意を表したいと思います。ありがとうございます。

しかし、この現場がこれだけ血のにじむような努力をして、水際で食い止めても、なお、全国的には外国人の納付率が日本人世帯より低い状況が続いており、国保財政への根本的な影響は否めないと思っています。特に問題なのは、以前少し一般質問でも触れました外国人留学生についてです。就労に制限があり、収入が限られているにもかかわらず、3か月を超える在留

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

見込みがあれば、原則として加入となるため、保険料を払えず滞納に陥ってしまいます。さらに悪質なのは、未納のまま区外へ転出したり帰国したりするケースです。特に、帰国による逃げ得は決して許されるものではないと思います。

そこで伺います。未納のまま転出、帰国した外国人に対して、督促、財産調査、差押えを含む厳格な収納対応をどこまで徹底できているのでしょうか。現在の取組をお聞かせください。

○委員長 国民健康保険課長。

◎松上研治 国民健康保険課長 未納のまま区外へ転出される方に対しては、転出時に接触してきた場合には、その場で納付いただくか納付書を渡し、後日、納付をお願いするなどの対応を行っております。転出後も滞納を続ける方に対しては、現住所が把握できている場合には督促状や催告書を送付し、納付のほうを促しております。それでも納付いただけない場合については、収納課におきまして財産調査を行った上で、差し押さえ可能な財産等があれば差押え等の対応、処分を実施しております。

○委員長 松村委員。

◆松村智成 委員 極めて適切な対応に改めて感謝申し上げたいと思いますが、本当にこれはもう制度の問題としか言いようがないのかなという部分もあるので、引き続き頑張っていただければと思います。

国民健康保険は国民皆保険の理念の下、本来、日本国民が相互扶助で支え合う財産と私は考えております。

また、先日の民生費の質疑でも指摘したとおり、社会保障制度に関わる区の財政負担は国保にとどまりません。本区の生活保護受給者に占める外国人の割合は、世帯ベースで令和2年度の2.17%から令和6年度の2.4%に上昇し、人員ベースでも2.69%から2.72%に僅かに上昇しています。受給者全体が減少する中で、外国人世帯の割合は高止まりしています。こうした制度運営に伴う財政負担が地方自治体と適切に納税、納付している住民の皆様にあぐらをかき、やはり看過できないと私は思います。

また、日本人が海外へ渡航する際は、自己責任で民間保険に加入するのが一般的であり、外国人についても入国前の民間保険加入を求める検討が、国で進められているものと承知しています。

あと、国は、本年1月に外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対策を策定しました。その中で、来年度から国民健康保険料や国民年金保険料の納付情報とマイナンバー連携情報を通じて、出入国在留管理庁が在留資格審査に活用する方針を示していることも理解しております。

私は以前から主張しているとおり、本来であれば、社会保障制度そのものを日本人と外国人で区分する方向に見直すべきだという考えは正直ありますが、この見直しが一朝一夕で実現することではないという現実も理解しています。現時点において、私たちが最優先で目指すべきは、日本の法律や社会規範をしっかりと守って、区内で生活する日本人と外国人の双方が安心

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

して共存できる地域社会を実現していくことだと思います。

区には、国の対応策を踏まえ、国及び関係機関と着実に連携を図っていただくことを要望し、あわせて、ルールを破る安易な未納や逃げ得を絶対に許さない徹底した徴収を行うなど、区民の大切な財産を守り抜いていただけるよう求めて、この件は終わりたいと思いますが、最後に1つ、この5日間の決算審査を通して、本日の教育や国保の問題をはじめ、オーバーツーリズムによるインフラの圧迫や一部のルール違反など、区民の平和な生活を脅かす様々な課題が浮き彫りになりました。これらの課題から区民生活を守る観点で、そして、制度のゆがみが顕在化している社会保障の在り方、それに伴う地方財政への影響について、総括質問で伺いたいと思います。よろしくお願いします。以上です。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 今、国際社会がI C Cの制裁をめぐって大きく、トランプ大統領のああいふ発言、ああいふ行動、形で、法の支配、これがどうなるのかということになっています。国民健康保険制度は、そもそももともとが外国人の方は入れない制度だった。しかし、国際人権規約等の国際世論の高まりの中で、やはり人権、医療という形で、日本の国も国民健康保険の中に外国人の加入というのを認めるようになったって、これ、歴史、そんなに古くはないんですよ。そういう点では、私は今の松村委員の主張というのは、もちろん自由ですけども、やはりどちらかというと、国際社会の発展、人権の発展あるいはI C Cなどができてきた、そういう国際的な流れに逆行する、そういうものだなと。1つだけ数字を伺いたいのは、医療保険給付費ですね。これが、外国人の方と日本人の方でどれだけ給付されているのかって、その割合ですね。被保険者に対する給付の割合です。これについて、ちょっと数字だけ、令和7年出ますか。

◎松上研治 国民健康保険課長 ちょっとお待ちいただいてよろしいでしょうか。少々お待ちください。

○委員長 国民健康保険課長。

◎松上研治 国民健康保険課長 令和7年度のこちら、外国人被保険者の方に対します医療保険の支給件数ですけども、全体に占める割合としては22%となっております。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 ということは、日本人の被保険者全部の中での22%ということですよ。

◎松上研治 国民健康保険課長 はい、そのとおりです。

◆秋間洋 委員 ということですよ。ですから、これ見ただけでも、むしろ逆に、若い方たちが多い、外国人の方の保険者の給付というのは、そのぐらいの率だということですよ。

○委員長 国民健康保険課長。

◎松上研治 国民健康保険課長 すみません、ちょっと今の答弁訂正させてください。すみません、ちょっと見る欄間違えておりまして、今、出産祝い金のほうで……

◆秋間洋 委員 ちょっと多いなと思った。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◎松上研治 国民健康保険課長 医療費のほうですと、こちら、総医療費に対しまして、件数としまして8.83%、費用に対しては7.51%でございます。謹んで訂正いたします。申し訳ございません。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 いえいえ、多いんで、ちょっと私も想定外だったんで、ただ、質問通告していなかったんで、これについては松村さんのに反論する意味で聞きました。というのは、医療保険給付はこれしか受けていないんですよ。先ほどあったように、加入者は20.87%、それに対して給付は8.8%ということですよ。だから、これは逆に、日本人よりも医療給付率は低いと、半分以下に低いということは、もうはっきりしているわけで、むしろ若い外国の方に、国民健康保険、もちろん滞納はよくないですよ、ですけども、これ、支えられている面もあるんだということは、私は申し上げたいというふうに思います。

それで、私の質問に移ります。東京都が8月に、2036年度から国民健康保険料の水準を全都で完全統一と。完全統一というのは、同じ所得水準、同じ世帯構成ならば、所得割率あるいは均等割額の保険料率は同じというふうにするものです。つまり全部どこに行っても全都で同じということに、同じ条件なら同じというふうになるわけですけども、これは、2018年に都道府県との共同事業と、国民健康保険がなって、運営になったわけですが、これ、いよいよ、ここを目指して保険料の統一、大阪と奈良でやっていますけれども、これに東京都も踏み出すというふうになるわけです。

そういう点では、一番の問題というのは、決算補填の目的のための法定の繰入れですね。今年でいうと、7億8,700万ぐらいの、大体、繰入金になっていますけれども、これをゼロにする、そういうことになると。それを認めないという、それがベースになって統一化を図る。どこも同じようにできるということですから、そういうことになるわけですね。そうすると、台東区の保険料への影響というのは、大体どのぐらいになるのかというのは、推計できますか。

○委員長 国民健康保険課長。

◎松上研治 国民健康保険課長 答えいたします。保険料水準の統一に伴います、区も採用しています特別区における保険料率への影響の推計についてですが、委員ご指摘のとおり、都内における国民健康保険事業の運営方針として策定されています、東京都国民健康保険運営方針につきましては、現在、都が進めている中間の見直し案で、都内の保険料水準を完全に統一する目標年度を令和17年度とする方針が示されています。ただ、この統一後の具体的な保険料水準につきましては、医療費の実績や将来見通し、所得分布や被保険者数の変動、東京都が示す標準収納率など、複数の要素が相互に影響して決まります。しかし、それら必要な前提条件が確定していないため、区として具体的な影響を推計することは困難です。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 現在、23区保険料、基本的に統一で、介護保険のところだけはそれぞれのところで違う部分ありますけれども、私も計算できればよかったんだけど、うちの北区の区議

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

団の試算をちょっと取りますと、年収400万円の40歳代の夫婦と小学校と中学校の子供が1人ずついる4人家族の場合でいいますと、2018年、広域化前の2017年度の保険料というのは48万5,966円、ところが、現在の保険料は60万3,279円と11万7,313円値上がり、今度、東京都が示した法定繰入れのなしの完全統一化した場合の保険料で見ると、63万4,058円と、現行より3万円以上値上がりすると。すると、広域化前の14万数千円上がるという、このような計算をうちの北区議団はしています。これは、北区議団優秀ですから、そういう点では、そう間違いはないはずです。そうなったときに、私、今回の方針を突っ走ってもらっちゃったら、現行よりもこの世帯で3万円も上がるということになります。そういう点では、これはもうとても耐えられるような国民健康保険の水準ではないと。400万円で63万という、4人家族で。これはちょっと異常な保険料になってしまう。そういう点では、これにはやはり私は反対していくべきだというふうに思います。

少なくとも、この4人世帯の一番重い原因というのは、子供均等割であります。今年度、来年度も就学前まで半分の均等割の減額を、対象を広げて18歳以下かな、未満か、というふうにするようですけれども、先ほどの北区の試算は、それも含めての計算ですからね。均等割を半分にしたときの計算です。それでもこれだけ増えるということです。

そういう点では、私は台東区、今のうちに子供均等割、全免の半分ではなくて全額減免を行うと、このようにすべきだと思いますけれども、それにはどれだけのお金がかかるかって、試算をできたらお願いしたい。

○委員長 国民健康保険課長。

◎松上研治 国民健康保険課長 子供の均等割額を全額減免した場合の費用についてお答えします。

令和8年8月時点の賦課世帯データを基に、医療分及び後期高齢者支援分についての試算となりますけれども、高校生世代までの子供に係る均等割額の合計額は約1億6,200万円となります。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 これは、今回半分は減免になりますよね。

◎松上研治 国民健康保険課長 はい。

◆秋間洋 委員 それを入れない。

○委員長 国民健康保険課長。

◎松上研治 国民健康保険課長 全額。

◆秋間洋 委員 全額ということ。

◎松上研治 国民健康保険課長 はい。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 大した額じゃないね、1億6,000。私、今回、一般会計の繰入れ、いわゆる赤字充てんの繰入れみたいなのが7億8,000で、そういう金額からしたら、私、1億6,000と

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

というのは台東区の国保加入の子供たち、あるいは子供を育てている世帯の保険料を、これだけつり上げているところからすれば、子供のいる世帯が少なくなったというのものもあるかもしれないけど、そんな財源じゃないなど。

そういう点では、条例を改正して全額減免を行うべきだと思うんだけど、これについてはどうですか。

○委員長 国民健康保険課長。

◎松上研治 国民健康保険課長 均等割額の全額免除に係る条例改正についての考えですが、特別区では統一保険料方式を採用しており、減免基準につきましても統一基準に基づいて運用しています。

また、国の事務連絡等で、特定の対象者にあらかじめ画一的な基準を設けて減免を行うことは適当でないと示されています。

さらに、先ほど委員もご指摘のとおり、令和9年度から未就学児を対象とします均等割額の軽減措置が高校生世代まで拡大されることとなっておりますので、以上を踏まえ、条例を改正して、均等割額を全免、減免することは考えておりません。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 私、国保の問題というのは、議員は本当に身を正す必要があるというふうに思っているんです。私は誰が誰とは言いませんよ。けども、国民健康保険に加入するというのは、議員の節操だと思っています。そうじゃない一部の方が、何か法人つくって、5万円ぐらいの保険料で終えちゃったという、国保逃れという、やっています。私、台東区議会は国保逃れやっていると知らないですよ。けども、国民健康保険料払っていない人もいる、これは。それで、苛酷な、区民にはこの保険料というのを強いている。しかも値上げを毎回、認めていない人もいますよ、けども、協会けんぽの倍の保険料をいつもすいすい通過させているという、これはやはり私は本当に腹立たしくいつも思っています。もう怒りに耐え切れないぐらい大変な話です。これ、笑い事じゃないんだよ、これは。どれだけの思いをしているかというのは。

だから、そういう点では、子供の減免、この程度の1億6,000ぐらいのは台東区の財政力からすりゃできるし、ルールからしたってですよ。本来、法定外繰入れ、今回赤字とみなさない、そういう目的外の、決算補填の目的外以外の法定繰入れというのがあるんです。それは、保険料の減免に充てるためという目的であれば、これは国も認めるというふうに言っているんです。だから、これは台東区と23区が、あるいは23区であっても、中野、杉並、江戸川は23区統一から離れちゃったじゃないですか。そういう点では、やはり私は、少なくとも23区で足並みをそろえて、この子供の均等割の減免、ここまで半分にするというところまで決めたわけだから、だから、これというのはやろうとすればできることだということです。

既に120の自治体で、全額あるいは全額には至らないけども、半額等の均等割の減免、これを行っています。そういう点では、台東区の国保加入の子供たちを守るためにも、その世帯を

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

守るためにも、高過ぎる国民健康保険の減免を求めたいということだけ申し上げておきます。
以上です。

○委員長 中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 私からも国民健康保険、要望だけお伝えさせていただきます。

先日も、駅前朝街頭しておりますと、ご高齢の女性の方から、年金は少ないし保険料は高いし、どうにかしてほしいんだけどという声をいただきました。国民健康保険料の負担が年々重くなっていることから、保険料が高くなる背景や要因を明らかにするとともに、来年度に向けて、区民の負担がこれ以上増えないように、区としての対策、国や東京都への財政支援の要望をお願いしたいと言っておきます。

○委員長 要望ですか。

国民健康保険事業会計歳入歳出決算については、これをもって審議を終了し、仮決定いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、国民健康保険事業会計歳入歳出決算については、仮決定いたしました。

○委員長 令和7年度東京都台東区後期高齢者医療会計歳入歳出決算について、ご審議願います。

秋間委員。

◆秋間洋 委員 360ページの保険料であります。この年度の保険料の変化は、旧ただし書所得で58万円以下の非常に低い、低所得者層の保険料の負担増があったわけです。これの影響について、区としてはどう見ているのかというのを教えていただきたい。

○委員長 国民健康保険課長。

◎松上研治 国民健康保険課長 お答えします。旧ただし書所得が58万円以下の層に対します激変緩和措置は、制度改正に伴う急激な負担増を一定期間緩和するために設けられた計画的な措置でございます。

措置経過終了後の影響につきましては、後期高齢者医療制度の保険料賦課の仕組み上、所得階層の分布を広域連合が一元的に管理していきまして、区が対象者数を独自に把握、集計する仕組みはありません。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 恐らく分からないというのは、それは課長の言うとおりでと思うんですね。

ただ、この360、361の、例えば保険料の減免分の特別徴収、特別徴収じゃないな、普通徴収のほう見たらいいですね。普通徴収のほうの、特徴のほうを見たほうがいいかな。特別徴収のほうのを見ても、ごめんなさい、1件当たりの調定額というのは上がっているんですね。例えば、ごめんなさい、普通徴収のほうでいうと、ごめんなさい、ちょっと年度が違っちゃった

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

かな、上がっています。1件当たりの調定額が9,568円から9,904円に上がっているのかな。それで、収入未済が、これは前年度から比べても増えています。収入未済は、令和5年が2,214件、令和6年が2,536件、そして、この年度が2,748件というふうに増えています。ですから、そういう点では、保険料のこの値上げが未収を増やしているというふうに取れないこともないわけだと私は思っています。そういう点で、やはり特に58万円以下という、本当に低いところの保険料、高齢者の保険料を上げたという残酷な、これはもともと決まっていたものを、その本則に戻した、本則にしたというだけの話ですけど、しかし、それが非常にやはり重い負担を強いたということは、やはりこの決算年度の後期高齢者の医療会計の決算は認められないということで申し上げておきたいと思います。以上です。

○委員長 中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 物価高騰が続く中、年金収入などで生活する高齢者にとって、保険料の負担は大きな問題となっております。保険料が上昇する背景を踏まえて、今後の負担軽減に向けた取組や国及び東京都後期高齢者医療広域連合への働きかけをお願いしたいと、要望で終わります。

○委員長 後期高齢者医療会計歳入歳出決算については、これをもって審議を終了し、仮決定いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 ご異議ありませんので、後期高齢者医療会計歳入歳出決算については、仮決定いたしました。

○委員長 令和7年度東京都台東区介護保険会計歳入歳出決算について、ご審議願います。

田中委員。

◆田中宏篤 委員 406ページ、地域支援事業費の部分で、高齢者の健康づくりについてちょっと簡単にお伺いいたします。

私、民生費の社会福祉費のところで、認知症高齢者支援について伺いました。これ、フレイル予防のところ、今回、高齢者健康づくりのところ、フレイル予防等の部分が入っておりますが、フレイル予防と一体的に推進する必要があるのかなというふうに実は思っておりまして、そこで、これらの取組、今回、ここに書いてある取組が認知症支援とどのように連携しているかという部分について1点お伺いいたします。

○委員長 介護予防担当課長。

◎田中裕子 介護予防担当課長 お答えします。まず、幾つかピックアップさせていただきたいと思います。

ふれあい介護予防教室につきましては、認知症コーディネーターや認知症地域支援推進員などを含め、認知症の理解促進のための事業を実施させていただいているところでございます。

もう一つが、地域からの依頼による高齢者健康教室というものございまして、そちらのほう

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

は町会さんやシニアクラブの方からご要望があり、こちらから出前講座を行うものなんですけれども、そちらのほうでも認知症予防ですとか、認知症の方への接し方などを含めた講座を実施してほしいということで実施させていただいております。

また、かがやき長寿ひろばなども含めまして、脳健康教室、公文の教材を用いたものなんですけれども、をやっていたり、あるいは面白脳トレとか、そういう事業を実施させていただいております。

○委員長 田中委員。

◆田中宏篤 委員 分かりました。様々行っているということで了解いたしました。

これ、特にフレイル予防と認知症の予防というのは、相性というか、一体的に進めていかなければいけないものですし、あとはやはり台東区の健康寿命を延ばしていく上で、様々な高齢福祉策、トータルで考えていかなければいけないというふうに思っていますので、ぜひ、引き続きよろしくお願いいたします。

私からは以上です。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 407ページの地域包括支援センターの運営についてです。

この決算が、もう何年も変わっていないんですね。私の記憶では、もう何年遡っても、ずっとこの金額なんで、これはなぜなのかということなんですが、いかがですか。

○委員長 高齢福祉課長。

◎大塚美奈子 高齢福祉課長 答えいたします。地域包括支援センターに委託している事業は、介護保険法に定められている総合相談支援や権利擁護、介護予防支援などの規定事業のほかに、認知症関連や高齢者見守りなど、様々であり、内容也多岐にわたっております。

そのような中で、地域包括支援センターの運営委託料については、令和2年度以降、変更しておらず、見直しの必要性があることは認識しております。毎年、各地域包括支援センターの管理者等と運営費や人員配置状況、委託内容などを含めたヒアリングを実施しておりますが、課題もあり、このヒアリングを踏まえて、現在、人員配置基準を含めた委託内容や積算の方法など、委託料の見直しを視野に入れて、整理をしているところでございます。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 包摂的支援という新しい挑戦をしようとしているわけじゃないですか。そうなったときに、社会福祉協議会と地域包括支援センターというのは、台東区にとっても要中の要の2つの機関だと思うんですね。そういう点で、人件費に関わる委託費が、これがやはりこの7年間上がっていないというのは、ちょっと私は、私は異常な事態だと。

ただ、一方で、これを上げると介護保険料を上げなければいけないからということになってくるんですよ。ですから、この介護保険制度の立てつけをやはり打ち破るには、私は支援の仕方を何とか変えていく。一般財源で出せるような様々な工夫をやっていく必要があるというふうに思っています。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

その点で、今、課長の答弁はそれで、今日は前向きな答弁なんでいいと思います。ただ、もう一つ、今の言ったこととの関連でいいますと、介護保険会計を決算の経年で見ると、介護給付が増えて地域支援事業が減るという傾向にずっとあるんですね。今回も減りました。これ、3年連続かな、ぐらいで減っています。そういう点では、介護予防分野が非常に細っているというふうに言わざるを得ません。一般会計の高齢福祉あるいは介護予防地域支援施策の事業、予算、これを拡充して、ここの部分をしっかり穴埋めしていくべきだと思うんですが、その辺についてはいかがですか。

○委員長 介護予防担当課長。

◎田中裕子 介護予防担当課長 答えいたします。委員おっしゃるように、確かに年々、地域支援事業費が下がっていているというのは、こちらのほうでも認識しております。

2つ大きい要因ございまして、地域支援事業費の中の介護予防・生活支援サービス費というものと介護予防ケアマネジメント費というものが年々下がっているというのが、かなり大きいものになっているという認識でございます。

ただ、こちらのほう以外のものにつきましては、年により増減がかなり激しいものございまして、全体的な減少傾向にあるのはこの2つが大きいなというふうに認識しております。この決算年度におきましても、一般会計も含めまして、事業の充実には取り組んでおりまして、今年度の会計につきましては、一般会計のほうでも、かがやき長寿ひろばの拡充ですとか、いろいろなことに取り組ませていただいております。予算額や決算額で拡充と言い切れないのかもしれないけれども、事業自体の拡充や実施については十分検討させていただいていると思いますので、今後も取り組んでいきたいと思っております。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 課長、正直な人で、高齢福祉のその部分の予算も横ばいなんですよ、実は。今度、三筋老人福祉館の廃止でしょ、橋場、東上野と、老人福祉センター、老人福祉館を廃止にしていくという方針取るというのは、この分野での、私はやはり位置づけをもっともっと高くしていく必要があるというふうに思っております。

最後ですけれども、410ページの基金の活用です。基金の部分ですね。410ページです。基金積立金です。

今年度末で基金の積立金はどのくらいになる見通しなのか、これについてお伺いしたいと思います。

○委員長 介護保険課長。

◎浦田賢 介護保険課長 答えいたします。今年度末の見込みとしましては、約10億円となっております。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 ここ、ほぼ8年からそのぐらいは、大体10億円から13億円ぐらいのところで行ったり来たりしているんですね。今、一番、この介護保険の1号被保険者を苦しめている

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

のは保険料です。先ほど地域支援事業のところというのは、逆に言ったら、元気高齢者は介護保険の恩恵を受けられない、給付の人だけね。だから、地域ではよく保険料だけ払っているけれど、何も介護受けていないわよって声は皆さんもたくさん聞くと思うんですね。これの不公平感もあって、これはまた、いや、介護保険はこうだからって説明しますよ、私も。だけれど、やはり保険料が高過ぎる。だから、これが年金から天引きされて、ほとんど年金が上がっている感覚がないというね。これが今の率直な区民の高齢者の気持ちです。

そういう点では、次期計画での保険料の値上げを何としても食い止めてほしいんだけど、これは幾ら投入すればストップできるんですか。

○委員長 介護保険課長。

◎浦田賢 介護保険課長 現在、来年の4月からの第10期の保険料を算定しているところですが、要介護認定者数や給付額、保険料収入などについては精査を進めております。

しかしながら、現段階で国から介護報酬の改定率、また、財政調整交付金の割合などが示されておらず、基金を幾ら投入すれば保険料上昇を抑制できるかについては、お答えが難しい状況となっております。

しかし、次期保険料改定においては、多くの方にご理解いただけるよう、国や各要素の動向も踏まえて、精査に努めてまいりたいと思っております。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 この3年間で基金はマイナス8,100万円ぐらいなんですね。ただ、13億円を大体キープしてきました。今10億円ぐらいというと、若干陰りがあるのかなというふうなことはあります。でも、これは一生懸命介護保険給付やっているからですから、だから、そういう点では両方の面あると。ただ、率直に言って、10億円規模が毀損してしまうような、この3年間でですよ、そういう、私は規模ではないというふうに思っています。そういう点では、基金をしっかりと使って、次期の介護保険料の値上げ、3年間影響するわけですから、これは何としてもストップしてほしいということだけ申し上げて終わります。

○委員長 中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 私も1点、要望だけ。介護保険料の負担が重くなる中、令和9年度から次期事業計画に向けて、保険料の上昇をできる限り抑える取組のほうをお願いしたいと思います。

また、国で議論されている介護サービス利用時の2割負担対象者の拡大についても、高齢者の生活への影響を踏まえ、慎重な対応を国に求めていただきたいと要望で終わります。

○委員長 介護保険会計歳入歳出決算については、これをもって審議を終了し、仮決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 ご異議ありませんので、介護保険会計歳入歳出決算については、仮決定いたしました。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 令和7年度東京都台東区老人保健施設会計歳入歳出決算について、ご審議願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 老人保健施設会計歳入歳出決算については、これをもって審議を終了し、仮決定いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、老人保健施設会計歳入歳出決算については、仮決定いたしました。

○委員長 令和7年度東京都台東区病院施設会計歳入歳出決算について、ご審議願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 病院施設会計歳入歳出決算については、これをもって審議を終了し、仮決定いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、病院施設会計歳入歳出決算については、仮決定いたしました。

○委員長 次に、資料に基づく質疑を行います。ここでは各款あるいは各会計にまたがる質問のみとさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、各資料について、ご質問がありましたら、どうぞ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ないですね。以上で資料に基づく質疑を終了いたします。

○委員長 本日の予定は以上であります。

次に、次回の委員会日程について申し上げます。

次回の委員会は、21日水曜日、午前10時から総括質問を行います。

なお、CATV議会放送の撮影のため、委員会室にカメラが入りますので、お含みおき願います。

発言通告の締切りは、16日金曜日、午前10時となっておりますので、よろしくお願いいたします。

発言通告書の作成に当たっては、発言通告の大きな項目ごとに答弁を求めるようになることをお含みおきください。

質問の順序は、会派間で協議して決定することとし、協議が調わない際は、大会派順となります。また、会派ごとの持ち時間は、決算特別委員会の運営についてのとおりです。持ち時間には答弁時間は含まれません。

なお、念のため申し上げますが、質問に当たっては、総括質問の性格をご理解の上、単なる

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

質疑や各会計の審議における質問の繰り返しにならないよう、ご協力のほどお願い申し上げます。

○委員長 これをもちまして、決算特別委員会を閉会いたします。

午後 2時53分閉会